

NHKの三位一体改革に関する論点(案)

公共放送の在り方に関する検討分科会
事務局

I	三位一体改革に関する経緯	P4～
II	個別論点	
1	業務関係	
	(業務全般)	
1-1	業務全般	P15～
	(個別業務)	
1-2	国内放送業務	P22～
1-3	国際放送業務	P28～
1-4	インターネット活用業務	P33～
1-5	放送サービス全体の進捗・発展のために公共放送に求められる業務	P45～
	(その他)	
1-6	営業経費の効率化・合理化	P48～
1-7	業務委託等の見直し	P52～
1-8	受信契約手続の電子化の推進	P55～
2	受信料関係	
2-1	事業構造等の在り方の見直しに対応した受信料の適正な水準と在り方の見直し	P62～
2-2	受信料の公平負担関係	P69～
3	ガバナンス関係	
3-1	子会社等の在り方	P75～
3-2	改正放送法を踏まえたガバナンス強化の状況	P80～
3-3	苦情・相談を踏まえた対応の推進	P86～

I 三位一体改革に関する経緯

年月	三位一体改革に関する最近の検討経緯
H27. 11	放送を巡る諸課題に関する検討会 設置
H28. 9	放送を巡る諸課題に関する検討会「第一次取りまとめ」の公表
H30. 9	放送を巡る諸課題に関する検討会「第二次取りまとめ」の公表
R1. 5	改正放送法成立
R1. 11	「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」の公表
R1. 12	「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」についての日本放送協会の検討結果の回答の公表
R1. 12	日本放送協会「4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について」の公表
R2. 2	日本放送協会令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

近年の技術発展やブロードバンドの普及など視聴者を取りまく環境変化等を踏まえ、放送に関する諸課題について、①日本の経済成長への貢献や市場・サービスのグローバル化への対応、②視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れつつ検討を行うため、平成27年11月から開催。

1. 検討の背景・目的

近年、情報通信技術の進展により、新しい放送サービス・機器の登場及び魅力ある地域情報の発信は、日本の経済成長の牽引及び地方創生の実現に貢献するものとして期待されている。また、国内はもとより諸外国においても、ブロードバンドの普及はインターネットでの放送番組の動画配信など放送コンテンツの視聴環境に変化を生じさせ、視聴者の様々なデバイス(機器)によるコンテンツの視聴ニーズも大きくなっている。

このような環境変化等を背景として、放送に関する諸課題について、①日本の経済成長への貢献並びに市場及びサービスのグローバル化への対応、②視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れた検討を行うことを目的として開催。

2. 構成員

多賀谷 一照 (千葉大学名誉教授) 【座長】

新美 育文 (明治大学名誉教授) 【座長代理】

(第11回～)

伊東 晋 (東京理科大学工学部嘱託教授)

岩浪 剛太 (株式会社インフォシティ代表取締役)

大谷 和子 (株式会社日本総合研究所執行役員法務部長)

奥 律哉 (株式会社電通総研フェロー)

(第1回～第9回)

川住 昌光 (株式会社日本政策投資銀行産業調査部長 (当時))

(第10回～)

竹ヶ原啓介 (株式会社日本政策投資銀行執行役員
産業調査本部副本部長)

北 俊一 (株式会社野村総合研究所パートナー)

清原 慶子 (ルーテル学院大学客員教授 (前三鷹市長))

(第11回～)

小塚 莊一郎 (学習院大学法学部教授)

近藤 則子 (老テク研究会事務局長)

宍戸 常寿 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

末延 吉正 (ジャーナリスト・東海大学教授)

鈴木 陽一 (国立研究開発法人情報通信研究機構耐災害ICT研究センター長)

(第11回～)

瀬尾 傑 (スマートニュースメディア研究所所長)

長田 三紀 (情報通信消費者ネットワーク)

三尾 美枝子 (弁護士)

三友 仁志 (早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)

三膳 孝通 (株式会社インターネットイニシアティブ 技術主幹)

公共放送としてのNHK

言論報道の多元性や放送番組の質的水準を確保するとともに、民間放送では十分に達成されない分野(過疎地や遠隔地等への確実な情報の提供、広告主等の関係から特に制作が困難な少数視聴者向け番組の制作等)の役割を果たすこと

インターネット時代におけるNHKの在り方

NHKの役割・使命自体は変わるものでなく、情報提供の在り方が多様化する中で、公共的見地から、国民・視聴者にあまねく必要な情報が提供されることを確保することが必要。

国民・視聴者のニーズや視聴環境の変化に適確に対応して、その先導的役割を果たし、国民・視聴者の期待に応えていくことが求められる。

NHKの業務の在り方

- ・ インターネット活用業務のより一層の推進
- ・ 国際放送・地域情報の提供等の充実・強化
- ・ 既存業務の合理化・効率化

**NHKの業務・受信料・経営
の在り方は相互に密接
不可分であり、
一体的な改革の推進が必要**

NHKの受信料の在り方

- ・ 公平負担の徹底、業務の合理化・効率化を推進し、その利益を国民・視聴者へ適切に還元
- ・ 視聴環境等の変化を十分に踏まえ、受信料を国民・視聴者にとって納得感のあるものに

NHKの経営の在り方

- ・ 国民・視聴者に信頼される公共放送
- ・ NHK及びNHKグループ全体として、ガバナンスの改善や経営の透明性を確保

基本的な考え方

- 昨今の視聴環境の変化に伴い、NHKが放送の補完として常時同時配信を実施することについては、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性があると認められる。
- ただし、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保することが必要不可欠であり、その前提としてNHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されることが必要である。
- 具体的には、常時同時配信の実施に伴い、現行のセーフガード措置の見直し、地域情報の提供の確保、他事業者等との連携・協力等の確保等について必要な措置を講ずるとともに、見逃し配信等の在り方等についても適切な検討が行われる必要がある。
- また、コンプライアンスの確保、情報公開による透明性の確保、NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保等について、NHKのガバナンス改革を行うことが必要。

具体的な考え方①

NHKのインターネット活用業務の在り方の見直し

常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため、以下のような措置について検討。

- ① インターネット活用業務の実施基準の認可、区分経理等の現行のセーフガード措置の見直し
- ② 地域情報の提供の確保
- ③ 他事業者との連携・協力等の確保
- ④ 見逃し配信等の在り方の検討

具体的な考え方②

NHKのガバナンス改革

NHKに対する国民・視聴者の信頼を確保するため、以下のようなNHKのガバナンス改革を行うことが必要。

- ① コンプライアンスの確保
- ② 情報公開による透明性の確保
- ③ NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保

今後の進め方

- 総務省において、上記①②に係る制度整備等の対応について、具体的な検討を行うべき。
- NHKにおいて、制度整備等の対応に併せて、自ら、国民・視聴者などの関係者の意見を幅広く聞きながら、
 - ・ NHKのインターネット活用業務の在り方及びNHKのガバナンス改革に関し、具体的な内容・方策等を検討し、
 - ・ 関連団体への業務委託の透明性・適正性の向上、子会社の在り方等を見直す抜本的な改革を引き続き着実かつ徹底的に進め、
 - ・ 既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料の在り方を見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められる。

業務

- 必須業務(放送法第20条第1項)
国内放送、国際放送、放送に関する研究開発 等

- 任意業務(放送法第20条第2項)

第2号 放送番組等のインターネットによる一般への配信

常時同時配信の実施は
不可

**常時同時配信の実施を
可能に**

二 協会が放送した又は放送する放送番組・・・を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること(・・・協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。)

地方向けの番組の提供や
他の放送事業者との協力の
必要性

**実施に当たっての努力
義務を規定**

第3号 放送番組等のインターネット配信事業者への提供

実施基準(総務大臣認可)

- インターネット活用業務の内容を規定
 - ・業務の種類・内容・実施方法
 - ・実施に要する費用に関する事項
 - ・料金その他の提供条件に関する事項 等

認可要件が常時同時
配信の実施を前提とし
ていない

認可要件の見直し

常時同時配信等を行う際に、
料金その他の提供条件に
関する事項が受信料制度の
趣に照らして適切かを審査

実施計画(毎年度策定)

- 当該事業年度で実施するインターネット活用業務の具体的内容・費用等を規定

法律上の規律がない

届出・公表義務を規定

事後チェック制度

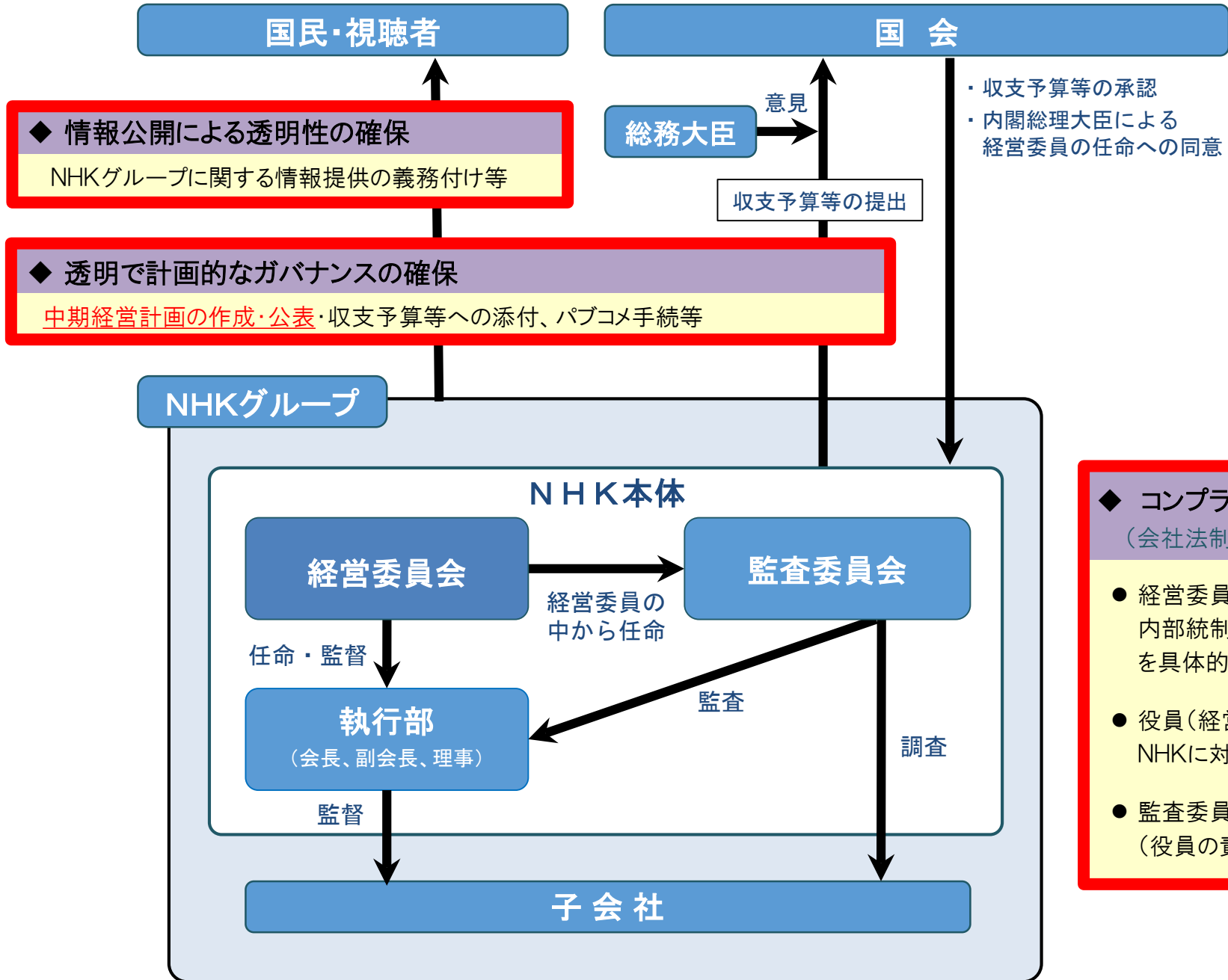
- 実施基準が認可要件に適合していないと認める場合の変更勧告

実施基準に従って業務を行って
ない場合の規律がない

**実施基準の公表、実施基準を遵守する義務、
同義務違反に対する遵守勧告の規定を追加**

会計の透明性

- ・厳格な区分経理
 - ・適切な情報開示により
透明性を確保する
- ※ 省令改正等により対応



◆ コンプライアンス確保
(会社法制に倣った規定の整備)

- 経営委員会がNHKグループの内部統制に関し議決すべき事項を具体的に規定
- 役員(経営委員・執行部)のNHKに対する忠実義務を規定
- 監査委員会のチェック機能強化(役員の実効性確保の付与等)

- NHKから認可申請のあったインターネット活用業務実施基準の変更案の取扱いを検討するに当たり、NHKの業務に関する総務省の基本的考え方を整理。

協会の業務に関する総務省の基本的考え方

- 協会の在り方については、国民・視聴者や関係者の意見も幅広く聞きながら「業務」「受信料」「ガバナンス」を三位一体で改革していくことが必要であり、これまでもNHKの予算等に付する総務大臣意見において、繰り返し指摘してきたところ。
- インターネット活用業務については、本年5月に成立した改正放送法案に対する附帯決議において、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう、「公正競争確保の観点から、適正な規模の下、節度をもって事業を運営することが求められている」。
- 協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、「国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要」である。

- NHKの業務実施に当たって留意すべき事項として、「業務」「受信料」「ガバナンス」「インターネット活用業務」それぞれにおける改革の進捗及び今後対応が必要な事項を整理。

業務全体の見直し

- コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、関連団体との取引の透明性・適正性の向上等について、取組の徹底を図ることが重要である。
- 子会社の業務範囲の適正化等、子会社の在り方を見直す抜本的な改革については、現行の取組（子会社の統合2件）に加え、さらなる取組を着実かつ徹底的に進めることが必要である。
- 4K・8Kの普及段階を見据えた衛星放送の在り方等、既存業務の見直しについて、公共放送の担い手として真に適当なものであるか早急に検討を進めることが必要である。

受信料の在り方を見直し

- 受信料については、国民・視聴者にとって納得感のあるものとしていく必要があり、受信料の公平負担を徹底するほか、業務の合理化・効率化を進め、その利益を国民・視聴者に適切に還元していくといった取組が強く求められる。

ガバナンス改革

- 改正法を受け整備した放送法令及びガイドラインの規定に沿って、ガバナンスの強化を図り、既存業務の見直しを適切に進めることが求められる。

インターネット活用業務

- 令和2年度は、事業支出の増加と受信料値下げによる215億円の赤字を見込んでいることを踏まえ、インターネット活用業務の拡大が事業収支バランスの悪化を招くことにならないよう取り組むことが強く求められる。

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(中期経営計画)

第七十一条の二 協会は、三年以上五年以下の期間ごとに、協会の経営に関する計画 (次項において「中期経営計画」という。) を定め、これを公表しなければならない。 これを変更したときも、同様とする。

2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中期経営計画の期間 (前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。)

二 協会の経営に関する基本的な方向

三 協会が行う業務の種類及び内容

四 協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制に関する事項

五 受信料の体系及び水準に関する事項その他受信料に関する事項

六 収支の見通し

七 その他協会の経営に関する重要事項

附則 (令和元年六月五日法律第二十三号)

(中期経営計画に関する経過措置)

第五条 (略)

2 この法律の施行後新法第七十一条の二第一項の規定により 最初に定める 同項に規定する 中期経営計画は、平成三十三年四月を当該中期経営計画の期間 (同条第二項第一号に規定する期間をいう。) の始期としなければならない。

Ⅱ 個別論点

論点1 業務関係

現状

- 平成20年度から平成30年度にかけ、NHKの受信料収入は11.5%増加（6,386億円→7,122億円）する一方、事業支出は10.9%増加（6,368億円→7,060億円）している。
- NHKは、事業運営に必要な総収入が総経費に見合うように設計する、総括原価方式の考え方を基本としている。
- NHKは、地上波、衛星、ラジオ、インターネットなど様々なメディアで放送番組等を提供している。
- 放送法上、中期経営計画において、「協会の経営に関する基本的な方向」、「業務の種類及び内容」、「受信料の体系及び水準に関する事項」及び「収支の見通し」を記載することとなっている。



課題

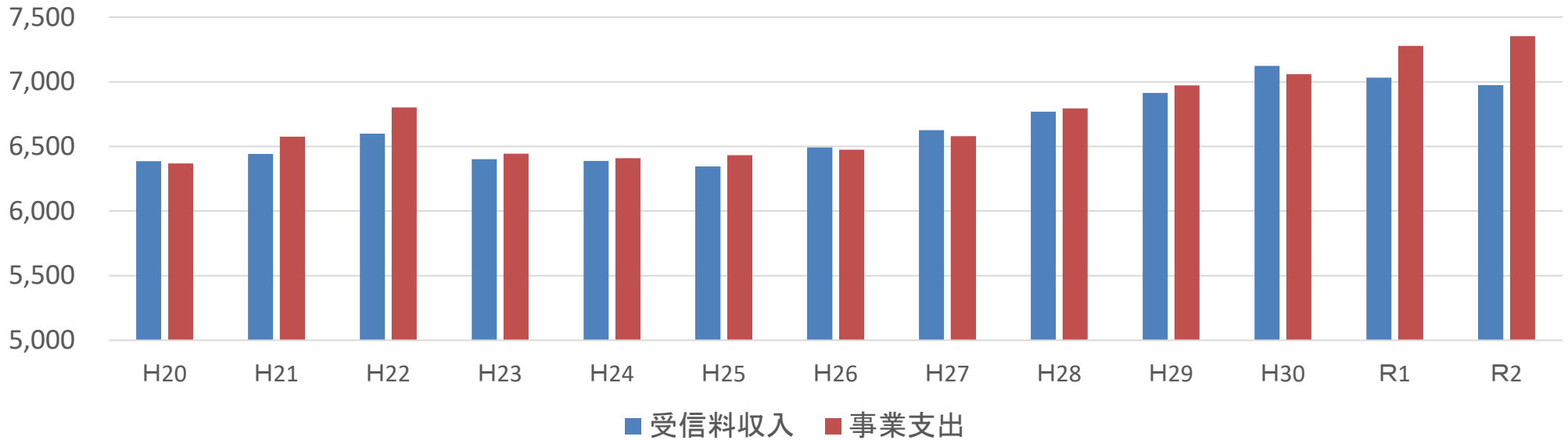
- これまで受信料収入の増加に伴って事業支出も増加しているようにも見られる状況にあるが、受信料額の水準等についての国民・視聴者の理解がより深まるよう、適正な事業規模についても予め明らかとすることが望ましいのではないか。そのためには、例えば、中期経営計画において、地上波、衛星波、ラジオ、インターネットなどのメディアごとに今後の必要な事業規模を明らかにした上で、受信料の水準及び収支見通し等を明らかにすることも考えられるのではないか。

(参考)「受信料収入」と「事業支出」の推移

(億円)

(年度)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
受信料収入	6,386	6,442	6,598	6,401	6,387	6,345	6,493	6,625	6,769	6,913	7,122	7,032	6,974
事業支出	6,368	6,575	6,801	6,443	6,408	6,432	6,475	6,580	6,793	6,972	7,060	7,277	7,354

(億円)



(NHK「決算概要」及び「収支予算と事業計画の説明資料」より作成)

※1 令和元年度及び令和2年度の数値については予算額。
 ※2 事業収入のうち受信料収入と事業支出を比較したもの。

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- 協会の令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画については、受信料の引下げや4つの負担軽減策の実施、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）に関する放送・サービスの実施等に取り組むことにより、事業収支差金の赤字を見込んでいます。この点についてはやむを得ない面があるものの、今後も受信料の公平負担の徹底に向けた取組を進め、増収を確保するとともに、徹底的に支出の内容及び額を精査し支出の削減に取り組むことにより、赤字額をできる限り減少させるよう努めることを強く求める。さらに、事業の中で大きなウエイトを占める国内放送を含め業務全体を聖域なく抜本的に見直すことや予算編成の在り方も見直すこと等により、早期に事業収支差金の黒字を確保できるよう努めることを強く求める。

国内放送

- テレビジョン放送
 - 地上2波（総合・教育）
 - 衛星4波（BS1・BSプレミアム・BS4K・BS8K）
- ラジオ3波（第1（AM）・第2（AM）・FM）

国際放送

- テレビジョン放送（衛星）
 - 外国人向け英語放送「NHKワールドTV」
 - 邦人向け日本語放送「NHKワールド・プレミアム」
- ラジオ放送（地上波（短波・中波・FM）、衛星波）
（18言語による「ラジオ日本」）

インターネット活用業務

- NHKプラス（放送の常時同時配信・見逃し番組配信）
- その他インターネット活用業務
（ラジオのネット配信、国際配信、NHKオンデマンド等）

(参考)NHKの保有メディア予算推移

(億円)

		平成20年度	平成30年度	令和2年度
国内放送		2,774	3,424	3,437
(主要項目)	総合テレビ	635.4	676.3	653.7
	教育テレビ	155.0	209.3	209.4
	衛星放送※1	580.4	728.4	808.7
	ラジオ	37.9	38.4	37.7
国際放送		111	260	236
(内訳)	テレビ	68.8	221.1	203.1
	ラジオ	42.3	38.9	33.3
インターネット活用業務※2		-	(118.4)	127.7
(内訳)	国内	-	-	105.9
	国際	-	-	21.8

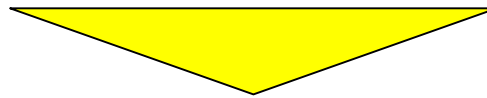
(NHK「収支予算と事業計画の説明資料」より作成)

※1 平成20年度は「衛星ハイビジョン」「衛星第1テレビジョン」「衛星第2テレビジョン」を提供
 平成30年度は「BS1」「BSプレミアム」及び12月から「BS4K」「BS8K」を提供
 令和2年度は「BS1」「BSプレミアム」「BS4K」「BS8K」を提供

※2 平成30年度の数値はインターネット活用業務予算から人件費、減価償却費を除いたものであり、「国内放送」「国際放送」予算の内数。
 令和2年度の数値は、令和元年度放送法改正により、インターネット活用業務の区分経理が導入されたことを受けインターネット活用業務の予算を区分して計上。

現状

- 放送法上、NHKは、基幹放送事業者として、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、災害の場合の放送を行うことに加え、公共放送として、公衆の要望を満たし、文化水準の向上に寄与するように、豊かで、良質な放送番組の放送を行うこと、地方向け放送番組を有すること、我が国の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つこと等を求められている。
- NHK経営計画2018-2020においては、経営14指標を定め、半期ごとに期待度と実現度の調査を行っている。



課題

- 公共放送として果たすべき役割に関して、国民・視聴者からの期待に応えられているかについて、わかりやすい指標を設定し、評価することを検討することが必要と考えられるのではないか。
- 例えば、「地域における必要な情報の提供」、「災害時等における正確かつ必要な情報の提供」や「若年層を含めた国民へのリーチ」等についても指標を設定することも考えられるのではないか。

NHKは毎年1月と7月に世論調査を行い、NHKの役割を表す14項目の経営指標それぞれに対する期待度と実現度を尋ねることで、経営計画の進捗や経営計画で掲げる6つの「公共的価値」の実現の進捗を把握・評価していきます。



「公共的価値」

① 公平・公正

② 正確・迅速な情報提供

③ 多角的論点の提示

④ 記録・伝承

⑤ 文化の創造・発展

⑥ 多様性をふまえた編成

⑦ 新規性・創造性

⑧ 世界への情報発信

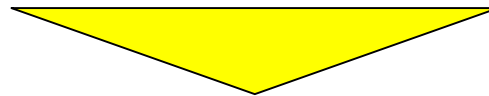
⑨ 地域社会への貢献

⑩ 教育・福祉・
人にやさしい放送

⑪ インターネットの活用 ⑫ 放送技術の発展 ⑬ 受信料制度の理解促進 ⑭ 受信料の公平負担

現状

- 平成20年度から平成30年度にかけ、事業収入は10.4%増加（6,644億円→7,332億円、+688億円）している一方、国内放送費は25.8%増加（2,726億円→3,428億円、+702億円）している。
- 昨年12月にNHKが提出した「4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について」において、衛星波を現在の4波から3波に整理・削減すること及び2020年度中を目処に整理・削減に向けた案を策定することなどを表明している。
- 4K対応テレビ及び4Kテレビの累計出荷台数は増加しており、2年間でおおよそ2倍（平成30年2月時点で391万台、令和2年2月時点で866万台）となっている。



課題

- 事業収入を上回る国内放送費の伸びが続いているが、今後事業構造を見直し、合理化・効率化に向け取り組むことが必要と考えられるのではないかと。
- 特に衛星波の削減について時期や方法などを具体化するとともに、今後の衛星放送の在り方に関する中期的な方針を示すことも考えられるのではないかと。

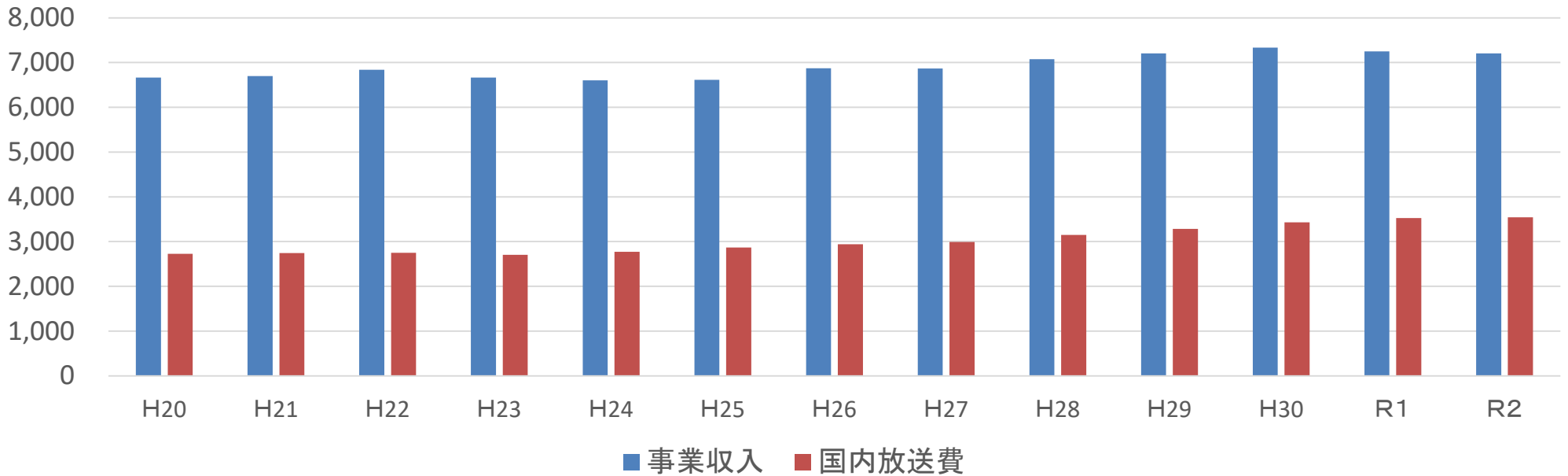
(参考)「事業収入」と「国内放送費」の推移

(億円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
事業収入	6,644	6,699	6,839	6,667	6,603	6,615	6,871	6,868	7,073	7,202	7,332	7,247	7,204
国内放送費	2,726	2,746	2,749	2,702	2,774	2,868	2,938	2,992	3,147	3,285	3,428	3,523	3,543 (*)

(億円)

* 国内放送番組等配信費を含む。



(NHK「決算概要」及び「収支予算と事業計画の説明資料」より作成)

※ 令和元年度及び令和2年度の数値については、予算額。

(参考)NHK経営計画2018－2020年度における記載内容、NHKによる表明事項
及び令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見(衛星放送の在り方関係)

NHK経営計画2018－2020年度

重点方針5. 創造と効率、信頼を追求

②グループ一体となり、効率的で透明性の高い組織運営を推進

(2) 業務全般の不断の見直しと効率的な経営を推進

- 4K・8Kの普及段階を見据えた衛星放送のあり方など、2020年以降の放送・サービスについても検討を進め、経営資源の再配置に着手

NHK「4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について(令和元年12月12日)」

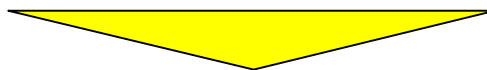
- 今後、オリンピック・パラリンピック東京大会に際しての4K・8K放送の普及状況や整理・削減に対する視聴者・国民の意向等を十分に把握した上で、2020年度中を目途に整理・削減に向けた案を策定する。
- 4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、2K放送のみご覧いただいている視聴者が多いことを踏まえて、視聴者保護の観点を堅持した上で、現在の4波を「2K・4K・8K」の3波に整理・削減する。

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- 「4 経営改革の推進」で指摘した(※) 衛星放送の在り方については、具体的な取組内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画に確実に反映すること。
- (※) 「協会が「2020年度中を目途に整理・削減に向けた案を策定する」こととしている衛星放送の在り方を含め、既存の業務全体の見直しについて、公共放送の担い手として真に適当なものであるか、国民各層や関係事業者の意見も幅広く聞きながら検討を進め、早急に一定の結論を得ること。」

現状

- 放送法上、NHKを含む放送事業者は、視覚・聴覚障害者が放送番組を享受できるようにするための字幕放送・解説放送等のユニバーサル・サービスに配慮した放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。
- 総務省が平成30年2月に策定した「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」において、字幕放送・解説放送・手話放送の普及目標を以下のとおり設定しているところ、平成30年度において、NHKの取組の現状は以下のとおり。
 - ・字幕放送：（目標）字幕付与可能な全ての放送番組(教育放送については、できる限り目標に近づくよう字幕付与)
（実績）総合：97.4%、教育：86.3%
 - ・解説放送：（目標）2027年度までに「権利処理上の理由等により解説を付すことが出来ない放送番組を除く全ての放送番組」のうち15%以上(教育放送については、2027年度までに対象の放送番組の20%以上に解説付与)
（実績）総合：16.4%、教育：19.8%
 - ・手話放送：（目標）総合・教育：2027年度までに平均15分/週以上
（実績）総合：8分/週、教育：4時間7分/週
- 平成30年度には、地域放送番組について、AIにより生放送の音声から自動的に字幕を作成しインターネット配信する実験を実施。



課題

- 字幕放送、解説放送及び手話放送について、総務省が策定した普及目標や公共放送としての社会的使命を踏まえ、拡充に努めることが必要ではないか。特に、地域放送局において一層の充実に努めることが必要ではないか。
- これまで実施してきた研究成果（音声認識による字幕制作システムの研究、新たな解説放送サービスの実現に向けた研究等）の早期の実用化や通信・放送の融合時代を見据えた放送サービスの高度化に向けた更なる研究推進について、具体化することが必要ではないか。

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(国内放送等の放送番組の編集等)

第4条 (略)

2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

(参考)NHK経営計画2018－2020年度における記載内容、NHKによる表明事項
及び令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見(字幕・手話放送等関係)

NHK経営計画2018－2020年度

重点方針1. “公共メディア”への進化

③多彩なコンテンツと最新の技術で、スペシャルな感動と体験を

- 気象情報の手話CGや東京五輪時の競技データの音声化・字幕化をはじめ、高齢者や障害のある人など、だれもが快適にご覧になるための「人にやさしい放送・サービス」を、ICT(情報通信技術)も活用して構築

NHK回答(令和元年12月8日)※インターネット活用業務関係

- ユニバーサルサービスについては、視覚・聴覚障害者や高齢者、訪日・在留外国人等が、協会の放送番組を享受できるようにするものであることから、その公益性の観点から積極的な実施が求められるものである。

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- 字幕放送、解説放送及び手話放送について、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、地域放送局や国会中継における字幕放送、ニーズが高い番組での解説放送などの一層の充実に努めるとともに、手話放送の充実に取り組むこと。また、音声認識による字幕制作システムの研究、新たな解説放送サービスの実現に向けた研究、CGを用いた手話アニメーションを自動生成する技術の研究など、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や放送サービスの高度化に向けた更なる研究を推進すること。

現状

- NHKは、放送法上、邦人向け及び外国人向けに国際放送を行うことが義務づけられている。
- 平成30年度決算における国際放送費は、平成20年度決算と比較して、額（106億円→251億円、+145億円）、事業支出に占める割合（1.66%→3.56%）ともに増加傾向。
- NHKは、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えるため、国際放送業務（NHKワールド JAPAN）を提供しており、アジアにおいては一定の認知率となっているが、欧米における認知率は相対的に低い水準にとどまっている。
（主要国・都市におけるNHKの認知率（2019年度第2四半期業務報告より）
ワシントンDC 23.3%、ニューヨーク 15.7%、イギリス 11.2%、フランス 10.4%、タイ 31.7%、インドネシア 47.4%、シンガポール 45.1%、ベトナム 30.7%）

課題

- 世界各地のニーズや視聴実態を踏まえ、国際放送を一層効果的かつ積極的に推進することにつき、具体的取組を示すことも考えられるのではないか。
- 世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標を設定し、当該指標に基づいたPDCAサイクルを強化することも考えられるのではないか。

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

NHK経営計画2018－2020年度

重点方針1. “公共メディア”への進化

④日本のいまを世界へ、世界の動きを日本へ

- 英語によるテレビ国際放送の名称を「NHKワールド JAPAN」に変更し、発信力をさらに強化
 - ・日本の視点を生かし、各地の魅力を伝えるなど、日本への理解を促すニュース・番組を一層充実するとともに、アジアの取材拠点も活用した国際報道を強化
 - ・重点地域の北米やアジアを中心に、放送の受信環境整備、インターネット発信や多言語化の推進などにより、認知度を向上させ、視聴を促進
- 2020年に向け、訪日外国人が災害情報や地域の情報などをスマートフォンやSNS（交流サイト）で利用できるサービスを開発・提供
- NHK国際放送の取り組みによる、日本への理解促進の状況などを多角的に把握・評価
- NHKグループで、コンテンツの国際共同制作や海外展開を推進
- 世界の情勢や世界各地の文化や生活の実情などを日本国内に的確に伝える
- 放送やコンテンツの提供以外でも、NHKが特に貢献できる国際会議などへの参加、世界の放送局と連携した映像アーカイブの保全・利活用、優れた放送技術の普及など、さまざまな形での国際貢献を推進

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- (略) 我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう 国際放送のより一層の充実・強化を図ること。
- 特に、「NHKワールド JAPAN」については、引き続き、国際放送子会社の強化、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、それを踏まえたインターネットの活用、海外事業者との連携等による国内外の受信環境の整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態をよく把握しつつ一層効果的かつ積極的に推進すること。
- その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような 具体的指標を早期に設定し、当該指標に基づいたPDCAサイクルの強化に努めること。 また、国内においても、訪日外国人の視聴拡大に向けた取組を関係者と連携しながら進めること。
- (略) 放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。
地上デジタル放送日本方式の海外展開については、(略) 採用国における円滑なデジタル放送への移行に向けた技術支援等に積極的に協力すること。

- NHKは、国際放送を必須業務として実施(放送法第20条第1項第4号及び第5号)。
- ラジオ国際放送は、昭和10年6月に放送開始。テレビ国際放送は、平成7年4月に放送開始。

ラジオ国際放送

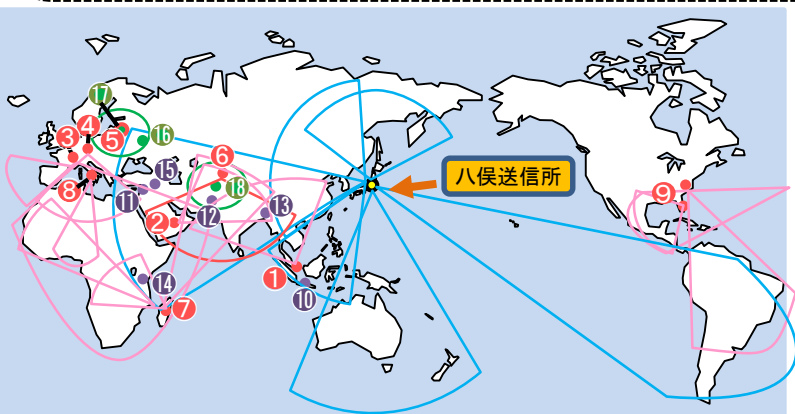
■ 全世界に向けて、18言語で放送

※ 八俣送信所(茨城県)から直接送信を行うとともに、海外の19か所の送信施設を利用して中継送信を実施

■ 令和2年度NHK予算額: 60.3億円

要請放送

- ・ 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送等を行うことを要請することができる。
- ・ 放送法の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上。(令和2年度予算: テレビ:26.2億円、ラジオ:9.7億円)



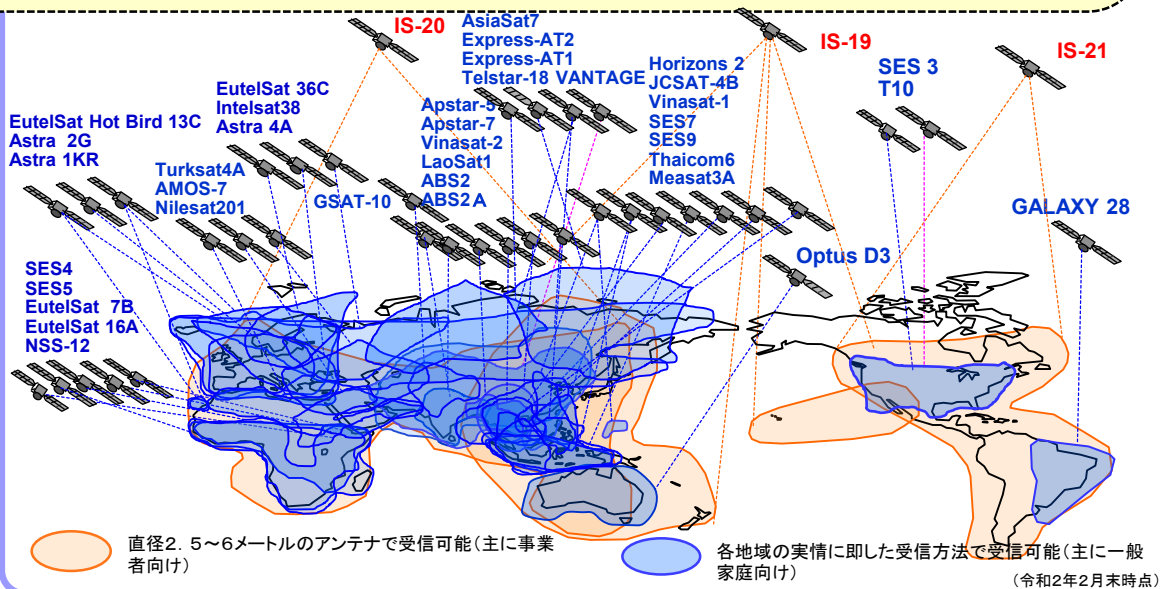
短波	① シンガポール中継局	FM	⑩ インドネシア中継局(ジャカルタ他)
	② ダバヤ中継局		⑪ ヨルダン川西岸中継局(ラマラ他)
	③ フランス中継局		⑫ アフガニスタン中継局(カブール他)
	④ ドイツ中継局		⑬ バングラデシュ中継局(ダッカ他)
	⑤ オーストリア中継局		⑭ タンザニア中継局(ダルエスサラーム他)
	⑥ ウズベキスタン中継局		⑮ イラク中継局(バグダッド他)
	⑦ マダガスカル中継局		⑯ モスクワ中継局
	⑧ パチカン中継局		⑰ リトアニア中継局
	⑨ アメリカ中継局		⑱ タジキスタン中継局
	中波		

※ 日本語は「NHKワールド・ラジオ日本」として放送

テレビ国際放送

「NHKワールド JAPAN」(外国人向け)

- 日本やアジア、世界の最新情報など多彩な番組を1日24時間世界に向けて英語で放送 (※衛星やケーブルテレビを通じて約160か国・地域、約3.8億世帯で24時間視聴可能)
- 令和2年度NHK予算額: 232.3億円 (※NHKワールド・プレミアム分を含む)

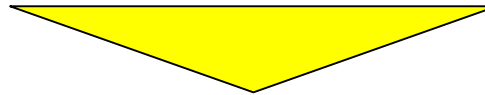


「NHKワールド・プレミアム」(邦人向け)

- 在留邦人向けの日本語放送
- NHKのニュース・情報番組に加え、娯楽番組、子供向け番組、スポーツ、文化・芸能などさまざまな番組を配信

現状

- 「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」に関する日本放送協会の検討結果について（以下「NHK回答」という。）において、「費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについて、IT関連の経費抑制に精通した専門家など外部の知見などを参考に、実現に向けて次期中期経営計画で示すことを目指す」としている。



課題

- 通信・放送融合時代においてより大きな役割を果たすインターネット活用業務について、具体的な費用抑制の仕組みを明らかとし、早期に導入することなど、費用抑制の取組を具体化することが必要ではないか。

NHK経営計画2018－2020年度

重点方針5．創造と効率、信頼を追求

②グループ一体となり、効率的で透明性の高い組織運営を推進

(2) 業務全般の不断の見直しと効率的な経営を推進

- 「公共的価値」の実現の観点から業務全般を不断に見直し、効率化を進めるとともに、重点業務に経営資源を集中

NHK回答(令和元年12月8日)

- 費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについて、IT関連の経費抑制に精通した専門家など外部の知見などを参考に、実現に向けて次期中期経営計画で示すことを目指す。

インターネット活用業務実施基準の認可条件(令和2年1月14日)

- インターネット活用業務の費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについて検討し、令和2年度中に一定の結論を得て、早期に導入すること。

現状

- 令和元年5月に成立した改正放送法においては、インターネット活用業務の実施に当たり、
 - ・各地方の住民の需要に応えるために地方向け放送番組の提供に努めること
 - ・他の放送事業者との協力を努めることとの努力義務を課している。
- 地方向け放送番組の提供について、NHK回答においては、「2021年度以降の拠点放送局における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等」を、中期経営計画の中で具体化させることとしている。
- 他の放送事業者との協力について、インターネット活用業務実施基準の認可に際しては、
 - ・NHKがインターネット活用業務の実施により得た知見等の成果について、民間事業者等との共有に努めること
 - ・他の放送事業者の要望に応じ、必要な協議の場を設けることを条件として付している。

課題

- 地域情報の発信の重要性に鑑み、地方向け放送番組の提供の計画について、具体化することが必要ではないか。
- 他の放送事業者との協力の更なる推進について、民間放送事業者とも協議の上、具体化していくことが必要ではないか。

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(業務)

第二十条 (略)

- 2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
 - 二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報(これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること(放送に該当するものを除く。)
- 14 協会は、第二項第二号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方面向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

NHK回答(令和元年12月8日)

- 改正放送法に盛り込まれた努力義務を踏まえ、民間放送事業者との連携・協調に資する取り組みの具体的な内容は、毎年度の実施計画に記載する。また、民間放送事業者の求めに応じ、意見交換の場を検討するなど、放送で培ってきた民間放送事業者との二元体制を維持しながら、相互にメリットをもたらす連携・協調の実施を目指す。
- 地方向け放送番組の提供について、2021年度以降の拠点放送局における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等は、次期中期経営計画の中で具体化させる。2020年度については、協会が実施基準（案）の認可申請に先立って行った意見募集や放送を巡る諸課題に関する検討会において、地方向け放送番組の配信を求める意見があることや、地域情報の発信の重要性に鑑み、早期に地方向け放送番組の見逃し番組配信サービスの実施を想定しており、実施計画において内容や経費を具体化させる。

インターネット活用業務実施計画（2020年度）

4.1 地方向け放送番組の提供

放送法上の努力義務に係る取り組みとして、地方向け放送番組の提供を行うよう努めます。

2020年度は、地上テレビ見逃し番組配信の中で、全国向けに再放送した地方向け放送番組を提供します。また、南関東エリア以外の地域で放送された地方向け放送番組の一部の提供を行うこととし、この提供のために必要となる設備について、整備を行います。この設備を用いて提供を行う際には、「2.3 2号受信料財源業務の料金その他の提供条件」に記載したひとつのIDで同時に視聴できる配信ストリームの上限の数とは別に、配信ストリームの上限の数を設定することがあり、その数は5とします。

地方向け放送番組を配信する費用は、2020年度は2億円です。

4.2 他の放送事業者が行う配信業務への協力

放送法上の努力義務に係る取り組みとして、他の放送事業者との連携・協調を深める観点から、他の放送事業者が行う当該業務に相当する業務の円滑な実施に協力するよう努めます。

2020年度は、在京民放5社が運営する民放公式テレビポータル「TVer（ティーバー）」を經由して、一部の既放送番組を提供します。NHKが「TVer」経由で提供する番組については、すべてNHKオンラインでも提供するほか、一部はNHKオンデマンドの無料番組としても提供することがあります。

また、民放ラジオ局などが参加するインターネットラジオ「radiko（ラジコ）」を經由して、ラジオ第1放送とFM放送の放送中番組を提供します。

ラジオ第1放送とFM放送の放送中番組を「radiko」を通じて提供する際、ラジオ第1放送については、提供対象地域をブロックごとに制限します。具体的には、全国を8つのブロックに区分し、個々のブロック内では、東京発の放送番組または大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、松山の各拠点放送局発の放送番組のうち、いずれかひとつを配信します。なお、FM放送については、ブロックごとの制限は行わず、東京発の放送番組を全国に向けて配信します。

インターネット活用業務実施基準の認可条件(2020年)

1. インターネット活用業務の実施に当たっては、国民・視聴者が放送番組を視聴する上で、有効なものとなるように取り組み、当該業務の実施により得られた知見等の成果については、放送サービスの向上の観点から、民間放送事業者等の関連事業者との共有に努めること。
2. 本案第10条に定める他の放送事業者との連携・協調については、他の放送事業者の要望に応じ、必要な協議の場を設けること。

業務の概要

(1) 常時同時配信及び見逃し番組配信の実施

- 総合テレビ及び教育テレビの常時同時配信※及び見逃し番組配信(放送後1週間)を実施

※令和元年度は設備負荷や利用状況の確認のため1日17時間程度を予定
令和2年4月以降当分の間、提供時間を限って実施

- 常時同時配信の画面上に、受信契約確認のメッセージを表示し、確認が取れた者は常時同時配信と見逃し番組配信を利用可能とする

- 東京オリパラ大会に際しては、競技とその関連番組の同時配信のメッセージ表示を解除

(2) その他新規業務の実施(実施計画で詳細を具体化)

- 放送法上の努力義務(地方向けの放送番組配信※・民放との協力)に係る業務、字幕、手話等をウェブサイトで提供する業務、東京オリパラ大会に関する情報等を特設サイト等で提供する業務を実施

※令和2年度中に令和3年度以降の計画を公表

(3) 有料サービスの見直し

- 見逃し番組配信の開始に伴い、NHKオンデマンドで実施している「地上波・衛星波の番組を放送終了後2週間提供するサービス(見逃し番組サービス)」と、「過去の放送番組を提供するサービス(過去番組サービス)」は、一本化して新たなサービスとして提供

費用の概要

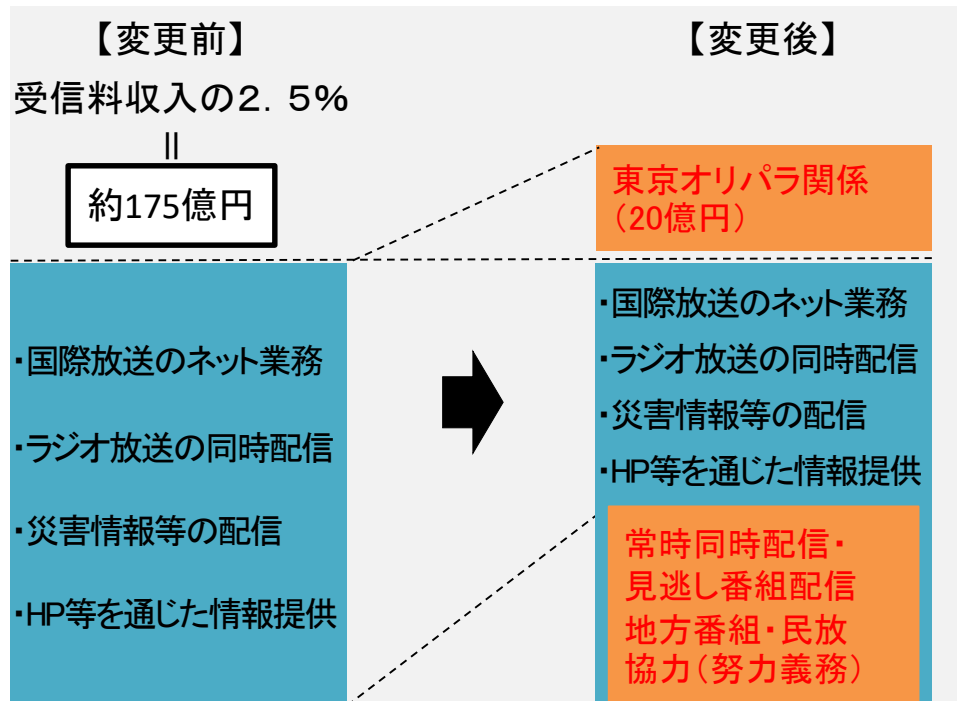
- インターネット活用業務の実施に要する費用について、令和2年度の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る費用を除き、「受信料収入の2.5%」を上限

- 令和2年度に実施する新規業務である

① 地方向け放送番組の見逃し番組配信

② 国際放送のネット業務における自動翻訳による多言語字幕

の執行時に上限を超過した場合、経営委員会の議決を経て、3億円の範囲内で予算の流用可



- 改正後の放送法第20条第14項に定める努力義務に係る取組として、(i)地方向けの放送番組の提供及び(ii)他の放送事業者との連携を実施することとしている。
- 上記の各業務の具体的な内容は、毎年度定める実施計画及び令和2年度中に定める中期経営計画において明らかにすることとしている。

(i) 地方向けの放送番組の提供

- ▶ 地方向け放送番組の提供に向けた設備整備については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにする
- ▶ 令和2年度については、地上テレビ見逃し番組配信により地方向け放送番組を提供する
- ▶ 令和3年度以降の拠点放送局※における業務の具体的な内容については、中期経営計画において明らかにする

※ 拠点放送局

札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、松山、福岡の7局

(ii) 他の放送事業者との連携

- ▶ 他の放送事業者との連携・協調を深める観点から、他の放送事業者が行う当該業務に相当する業務の円滑な実施に協力するよう努めることとしている

- 現在は、ラジオ番組について「radiko」※¹、テレビ番組について「TVer」※²に参加



※1 令和元年度から正式なサービスとして実施
(R1及びFMが対象)



※2 令和元年8月からNHKの一部番組を配信

(参考)NHKプラスについて

- ◆ NHKプラスはインターネットでNHKの地上波放送番組(総合テレビ・教育テレビの放送番組)を視聴できる動画配信サービス。
- ◆ NHKプラスは**利用者に対価を求めることなく実施される**が、同時配信の画面には、受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージが表示され、利用者が情報提供を行うとメッセージは消える。受信契約が確認できなかった者には、メッセージが再表示されるとともに、見逃し番組配信が利用できなくなる。
- ◆ また、事業所等住居以外の場所に設置された受信設備の放送受信契約については、当分の間、NHKプラスを利用できないこととしている。

放送同時配信



※画面はイメージです

どこでもNHKの番組を楽しむ
総合テレビやEテレの番組を放送と同時に視聴できます。

追いかけて再生

放送中に、番組の冒頭や途中に戻って視聴できます。

見逃し番組配信



※画面はイメージです

いつでもNHKの番組を楽しむ
総合テレビやEテレの番組を放送終了後から7日間視聴できます。

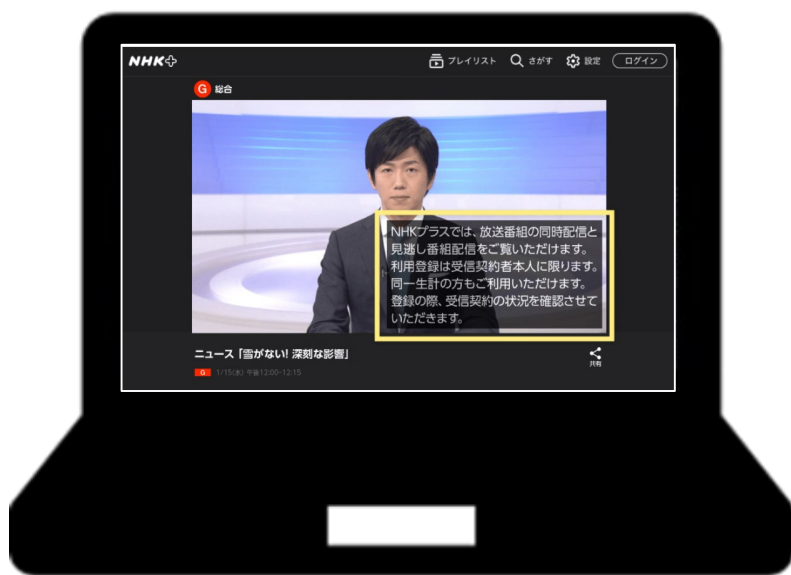
プレイリスト

ジャンルやテーマ別に見逃し番組を並べ、番組を見つけやすくなりました。

(NHKプラス リーフレットより作成)

※同時配信については、令和2年3月は原則7:00-24:00
令和2年4月以降は原則6:00-24:00で提供

- 同時配信の画面には、受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージが表示される。利用者が情報提供を行うとメッセージは消える。
- 受信契約が確認できなかった者には、メッセージが再表示されるとともに、見逃し番組配信が利用できなくなる。



(メッセージの内容)

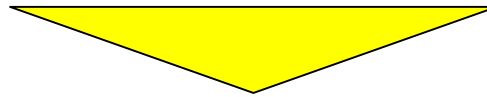
NHKプラスでは、放送番組の同時配信と見逃し番組配信をご覧いただけます。利用登録は受信契約者本人に限ります。同一生計の方もご利用いただけます。登録の際、受信契約の状況を確認させていただきます。

(NHKホームページより作成)

※ NHKインターネット活用業務実施基準(令和2年1月14日総務大臣認可)において、「当該メッセージは、受信料制度を毀損することのないようにする観点で必要かつ十分な大きさで表示するものとする。」とされている。

現状

- 「NHKプラス」では、総合テレビ及びEテレの放送番組の同時配信及び見逃し番組配信が提供されているが、受信設備を設置していない者は、同時配信では画面上に受信契約を確認するメッセージが表示され、見逃し番組配信は利用できない。
- 一方で、有料業務（NHKオンデマンド）においては、衛星放送の番組も含む見逃し番組配信が提供されている。
- 「NHKプラス」については、当分の間、住居向けに限り提供され、事業所向けには提供がない。

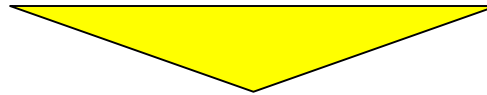


課題

- 受信設備を有しておらず、受信契約を締結する対象とならない者や事業所について、メッセージ表示がない同時配信や見逃し番組配信の視聴ニーズを把握し、受信料制度の趣旨を踏まえつつ、今後の提供の在り方を検討することも考えられるのではないか。

現状

- NHKは、放送法上、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行うこととされており、公共放送として先導的役割を果たすことが期待される。
- 平成30年度には、空間表現メディア（AR／VR）の研究や、8K番組を効率的に制作するための技術の開発、インターネットを活用して簡単かつ快適に番組を視聴できる技術（動画配信システム等）の研究を行った。



課題

- 通信・放送の融合時代を見据えた放送サービス全体の進歩・発達のために、取り組むべき業務やその社会的還元の在り方について検討することが必要ではないか。

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

二 (略)

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

(略)

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

八 委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に従事する者の養成を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

(略)

6 協会は、第一項第三号の業務を行うについて、放送に関係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第二項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するものとし、同号の業務による成果は、できる限り一般の利用に供しなければならない。

放送事業の基盤強化に関する取りまとめ(案)

第4章 ローカル局の事業の拡大・多様化の推進

3. ローカル局の経営基盤強化と環境整備等

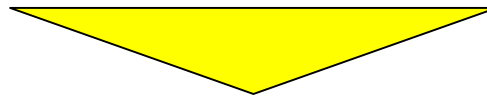
(2) 環境整備のため取り組むべき事項

③ インターネット等の活用の推進

これまでNHKとローカル局を含む民間放送事業者との間では、鉄塔の共用などインフラ面での協力とともに、地域の課題や歴史文化と向き合う観点から番組を共同で制作するなどの協力を行ってきた。また、2019年4月から正式なサービスとして、radikoを通じたNHKラジオ第1、NHK-FMの配信や2019年8月から民放公式テレビポータルとして共同配信を行うTVerを通じたNHKの番組の一部の配信をNHKが開始するとともに、2020年2月に民放が出資する動画配信プラットフォームを提供するJOC DN株式会社にNHKが出資するなど、インターネット分野での協力も進められている。NHKは、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行うことをその目的の一つとしており（放送法（昭和25年法律第132号）第15条）、インフラ面や番組制作における民放との協力をその自律的な判断の元に進めるとともに、2020年1月に一部施行された改正放送法を踏まえ、インターネット配信に係る協力も一層取り組んでいくことが望まれる（放送法第20条第14項）。さらに、NHK放送技術研究所ではAIを活用した自動手話や自動字幕生成などの技術開発が行われており、これらの技術は、NHKのみならず我が国の放送サービスの全体の高度化、普遍化に資するものである。NHKの持つこのような先導的な知見・技術を広く放送サービス全体に活用することは、様々なサービスが地域住民に提供され、放送サービスの向上に大きく寄与するとともに、ローカル局の経営基盤の強化にも貢献することとなると考えられるため、その具体化を進めることが適当である。

現状

- 営業経費は、平成17年度には受信料収入の13.6% (819億) を占めており、直近数年間は、10%超で横ばいに推移し、平成30年度には受信料収入の10.8% (773億円) となっている。
- 平成30年度における営業経費について、平成27年度と比較すると、営業経費全体 (734億円→773億円、+5.3%) のうち、契約収納促進費等 (264億円→300億円、+13.6%) は、地域スタッフ及び法人への委託手数料 (327億円→344億円、+5.2%) より大きく増加。
- NHKにおける営業経費は、諸外国 (英国 (147億円、2.7%)、仏国 (31億円、1.0%)、独国 (217億円、2.2%)) と比べて高水準となっているものの、受信契約の契約・収納業務の委託料、受信料の請求・収納に係る手数料などで構成されているため、単純比較は困難。
- 「NHK経営計画2018-2020」においては、より効率的な契約・収納手法を開発・実施することとしている。



課題

- 営業経費の効率化・合理化については、予算に付する大臣意見等において、繰り返し指摘されてきたところ、営業経費が高止まりしている現状について、改めて分析・検討を進め、構造的な手当ても含めた一層の効率化・合理化のための手法を、具体的に明らかにすることも考えられるのではないか。

(参考)NHK経営計画2018－2020年度における記載内容及び
令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見(営業経費の効率化・合理化関係)

NHK経営計画2018－2020年度

重点方針4. 視聴者理解・公平負担を推進

(2) 支払率の向上をめざし最大限努力するとともに、受信料の値下げを含む還元策を実施

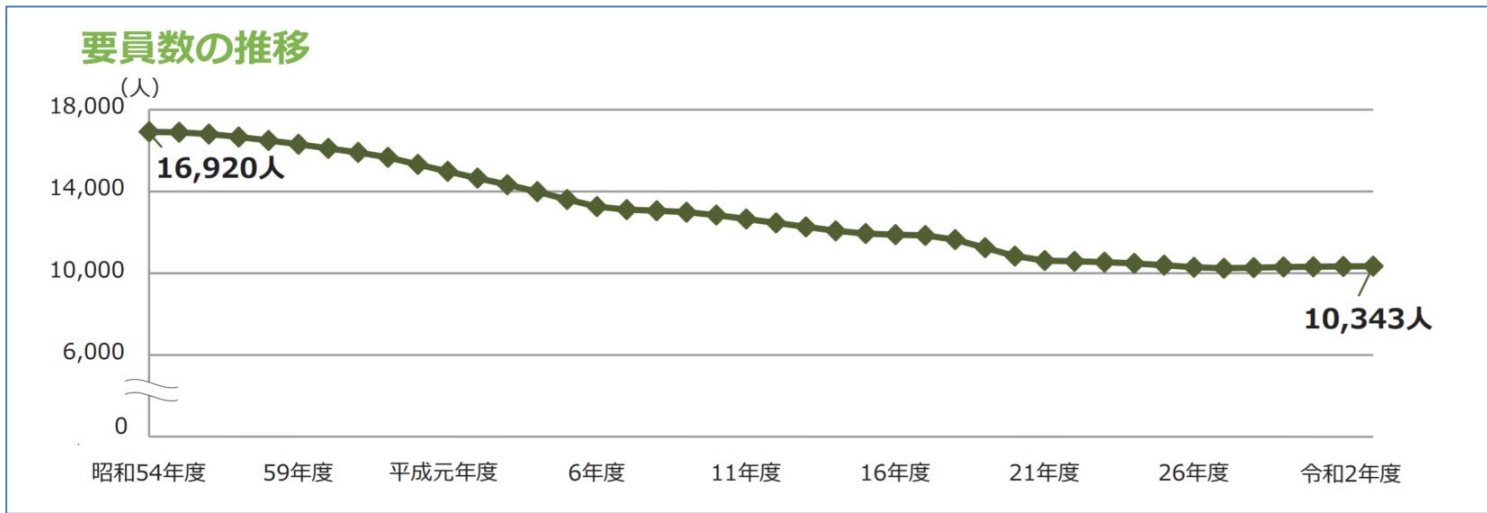
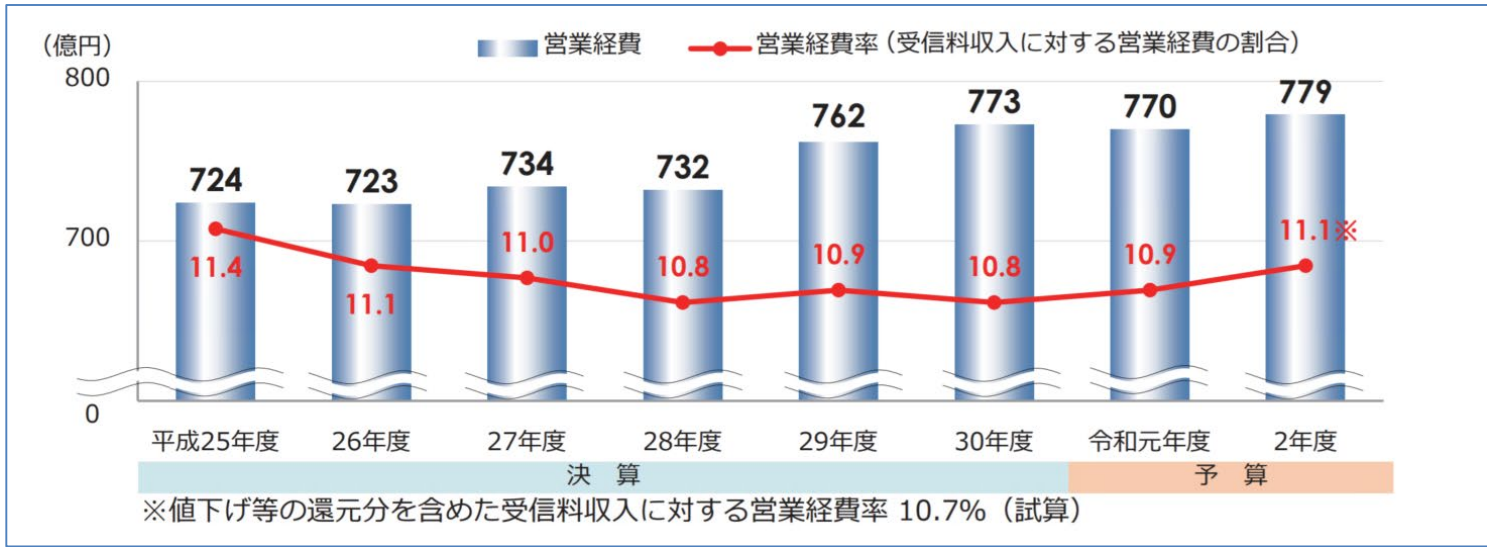
- 受信料の公平負担に向けて、より効率的な契約・収納手法を開発・実施するなど営業改革をさらに推進

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- 受信料の公平負担の徹底に向けて、(略) 未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。また、(略) 高止まりしている上記の対策に要する営業経費について、一層の効率化に向けて不断の見直しを行い、削減を図っていくこと。






(参考) 営業経费率・要員効率化

- 営業経費及び営業経费率（受信料収入に対する営業経費の割合）の推移は以下のとおり。
- NHK全体の要員数は緩やかに減少している。



(「令和2年度収支予算と事業計画の説明資料」より作成)

(参考) 諸外国の公共放送における受信料等の徴収費用

	英国 	仏国 	独国 	韓国 	日本 
名称	受信許可料	公共視聴覚負担金	放送負担金	受信料	受信料
放送主体	BBC	フランステレビジョン	ARD、ZDF	KBS	NHK
徴収主体	BBC※1	政府(経済財政省) 注:住民税とともに(法人は付加価値税として)徴収	ARD、ZDF※2	KBS 注:電力公社に委託	NHK
料額(年額) ※3、※4	22,168円	17,920円	27,073円	2,958円	地上 15,120円 衛星 26,760円※5
受信料収入 ※3、※6	5,294億円	フランステレビジョン:3,135億円 (全体:4,153億円)	ARD、ZDF:9,835億円 (全体:10,325億円)	650億円	7,122億円
徴収費用 (徴収費用/ 徴収額全体)※3、※7	147億円 (2.7%)	31億円 (1.0%)	217億円 (2.2%)	65億円 (10.0%)	773億円 (10.8%)
徴収率※8	93.4%	90.73%	98.8%	99.9%	82.1%
支払者	受信機を設置又は使用する者	受信機の設置者	全ての住居占有者及び事業主 注:受信機の有無問わず	受信機の設置者	受信機の設置者
TV以外の受信機範囲	TV以外の受信機について、配信アプリを利用する場合には、徴収対象	PC、携帯電話等により、視聴可能であっても、TVを持っていない場合、受信料の徴収対象外	—	携帯電話やカーナビは受信料の徴収対象外	ワンセグ機能付携帯電話、カーナビも徴収対象
強制徴収	×	○	○	○	×
罰則等	○	○	○	○	×

※1 TVライセンスの商標使用を認められた民間事業者に徴収を委託。

※2 ARD、ZDF等が共同で「負担金サービス」という団体を設立し、一元的に徴収を実施。

※3 邦貨換算は、2018年の年間平均レートを使用

(1ポンド=143.48円、1ユーロ=128.92円、1ウォン=0.0986円)

※4 料額(2019年度)について、現地通貨では次のとおり。英国…154.50ポンド、仏国(海外県等を除く)…139ユーロ、独国…210ユーロ、韓国…30,000ウォン

※5 NHKの年間受信料額は前払割引前の口座振替、クレジットカード払いの月額(地上=1,260円、衛星=2,230円)に基づき算定。

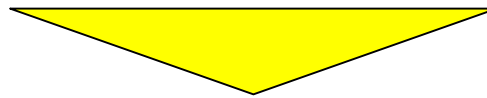
※6 受信料収入(2018年度)について、現地通貨では次のとおり。英国…3,690百万ポンド、仏国…3,221百万ユーロ(全体。内数:フランステレビジョン…2,432百万ユーロ)、独国…8,009百万ユーロ(全体。内数:ARD、ZDF…7,629百万ユーロ)、韓国…6,595億ウォン

※7 徴収費用(2018年度)について、現地通貨では次のとおり。英国…102.6百万ポンド、仏国…24.3百万ユーロ(フランステレビジョン)、独国…168.5百万ユーロ(ARD・ZDF相当)、韓国…658億ウォン

※8 徴収率について、日本、英国は2018年度、韓国は2017年度、仏国、独国は2016年度の徴収率を記載。なお、仏国の2016年度の越年徴収率(当該年度以前に既に発生している負担金の徴収率)は、99.5%。

現状

- NHK回答において、事業規模の見直し、とりわけ、業務委託や施設・設備の整備の在り方などを見直すこととしている。
- NHKは、業務委託基準において、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない場合等やむを得ない場合を除き、競争契約を原則とすることとしているものの、NHKによる子会社等への業務委託の金額及び受信料収入に占める比率は増加しており（平成29年度の子会社等との取引総額は1,880億円（受信料収入の27.2%））、そのうち随意契約の占める割合が高止まりしている（平成29年度には子会社等との取引総額のうち92.6%が随意契約）。
- NHKは毎年度、地方放送会館、放送番組設備や放送網設備の整備を実施しているほか、放送センターの建替えや、4K・8Kに向けた設備の整備を実施しており、建設費は令和2年度予算で952億円となっている。



課題

- 業務委託や施設・設備の整備の在り方などを検証し、事業支出の削減を具体化させることが必要ではないか。

NHK経営計画2018－2020年度

重点方針5．創造と効率、信頼を追求

②グループ一体となり、効率的で透明性の高い組織運営を推進

(1) NHKグループ一体となって、受信料の価値をさらに高める質の高い放送・サービスを提供

■ 本体と関連団体の役割を明確にし、事業統合や再編も含め具体的な検討を進め、より効率的なグループ体制にシフト

(2) 業務全般の不断の見直しと効率的な経営を推進

■ 「公共的価値」の実現の観点から業務全般を不断に見直し、効率化を進めるとともに、重点業務に経営資源を集中

■ 関連団体との取引については、さらなる適正化を推進

(参考)NHKによる表明事項及び

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見(業務委託等の見直し関係)

NHK回答(令和元年12月8日)

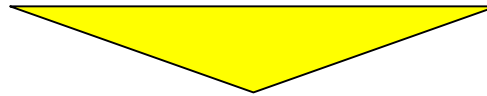
- 業務委託や施設・設備の整備の在り方などを検証し、事業支出の削減を着実に進め、次期中期経営計画は、こうした収支改善の取り組みを十分に反映させた計画とすることを旨とする。
- 各子会社や各関連公益法人等の役割や業務内容などを精査して既存業務を見直すとともに、さらなる経営統合も視野に入れてグループ経営改革を推し進めることを次期中期経営計画に反映させることを旨とする。

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- 「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」に関する協会の検討結果(令和元年12月8日)において、業務委託や施設・設備の整備の在り方等の検証による事業支出の削減(略)等、次期中期経営計画に反映することとしている事項(略)については、具体的な取組内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画に確実に反映すること。

現状

- 受信契約者が住所を変更し、インターネットで住所変更を行った場合、変更先の住所に書面を送付することで本人による届出であることの確認を実施している。
- NHKプラスの登録が受信契約者本人により行われたことの確認は、契約住所に確認コードを記載したはがきを送付すること等で実施している。



課題

- 受信契約者の住所変更登録やNHKプラスへの登録等について、マイナンバーカードの活用等、電子化の推進による手続の簡素化を検討することも考えられるのではないか。

NHKプラスを利用するためには



1

まずはアクセス

案内ページへアクセスするか
アプリをダウンロードしてください

●案内ページへアクセス



<https://nhk.jp/plusinfo>

●アプリをダウンロード



スマートフォンをかざして
QRコードを読み取ってください

2

利用申込み

申込み画面から必要な情報を入力してください

申込み画面

規約同意

入力してください

- メールアドレス
- 放送受信契約情報
 - ・受信契約者氏名
 - ・住所
 - ・電話番号(任意)
 - ・お客様番号(任意)

設定してください

- ログインID
- パスワード 等

利用申込み

利用申込みは必ず受信契約者
ご本人様よりお願いいたします。

利用申込み直後から
視聴できます!



3

確認コード入力

放送受信契約の確認がとれ次第、
契約住所にハガキが届きます



※契約確認がとれない場合は、
登録メールアドレスにご連絡いたします。
※ハガキの到着には1~3週間かかります。

ハガキの案内に沿って、入力画面で
確認コードを入力します



入力画面
確認コードを
入力してください

確認コード送信

利用登録完了

受信契約者



入力は受信契約者ご本人様より
お願いいたします。

NHKプラスを利用するためには、
ハガキによる契約確認が必須

放送受信契約が確認できない場合、同時配信
の画面に放送受信契約のご確認をお願いする
メッセージが表示されます。

(災害時などにはメッセージが外れます)
また見逃し番組配信はご視聴いただけません。



※画面はイメージです

- マイナンバーカードはマイナンバーが記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
(カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) に委任して実施)

マイナンバーカードの表面



- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

失効

- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日から30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

- インターネット等によるオンライン手続や取引において、電子証明書により安全・確実な本人確認を行うための公的サービス。(公的個人認証法)
- なりすまし・改ざんや送信否認の防止を担保、高いセキュリティを確保。

【参考】行政機関のほか、民間事業者33社(大臣認定事業者14社、同事業者を利用している事業者19社)がサービスを提供 ※令和2年1月14日現在

<金融機関等の口座開設時の例>

【従来】 対面による本人確認又は本人確認書類の写しの郵送による提出

来店で申込又は申込書に記入の上、本人確認書類等必要書類を添付して、金融機関へ郵送



**郵送コスト、
タイムラグが発生!**

<公的個人認証サービス 利用によるメリット>

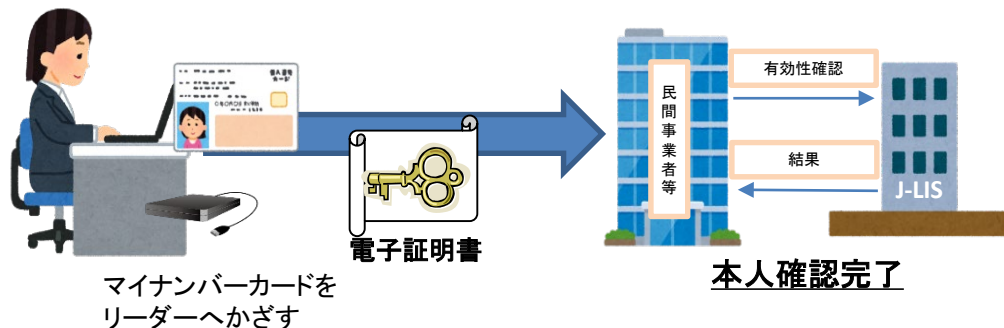
安価で迅速な顧客登録
(アカウント開設)

顧客情報の「異動なし」の把握
と「更新の契機」の把握

確実な登録ユーザーの確認
(ID・パスワード式のログイン
に比べ、格段に強固なセキュリ
ティ機能)

お客様カードの代替
(独自のメンバーズカードの発
行が省略可能)

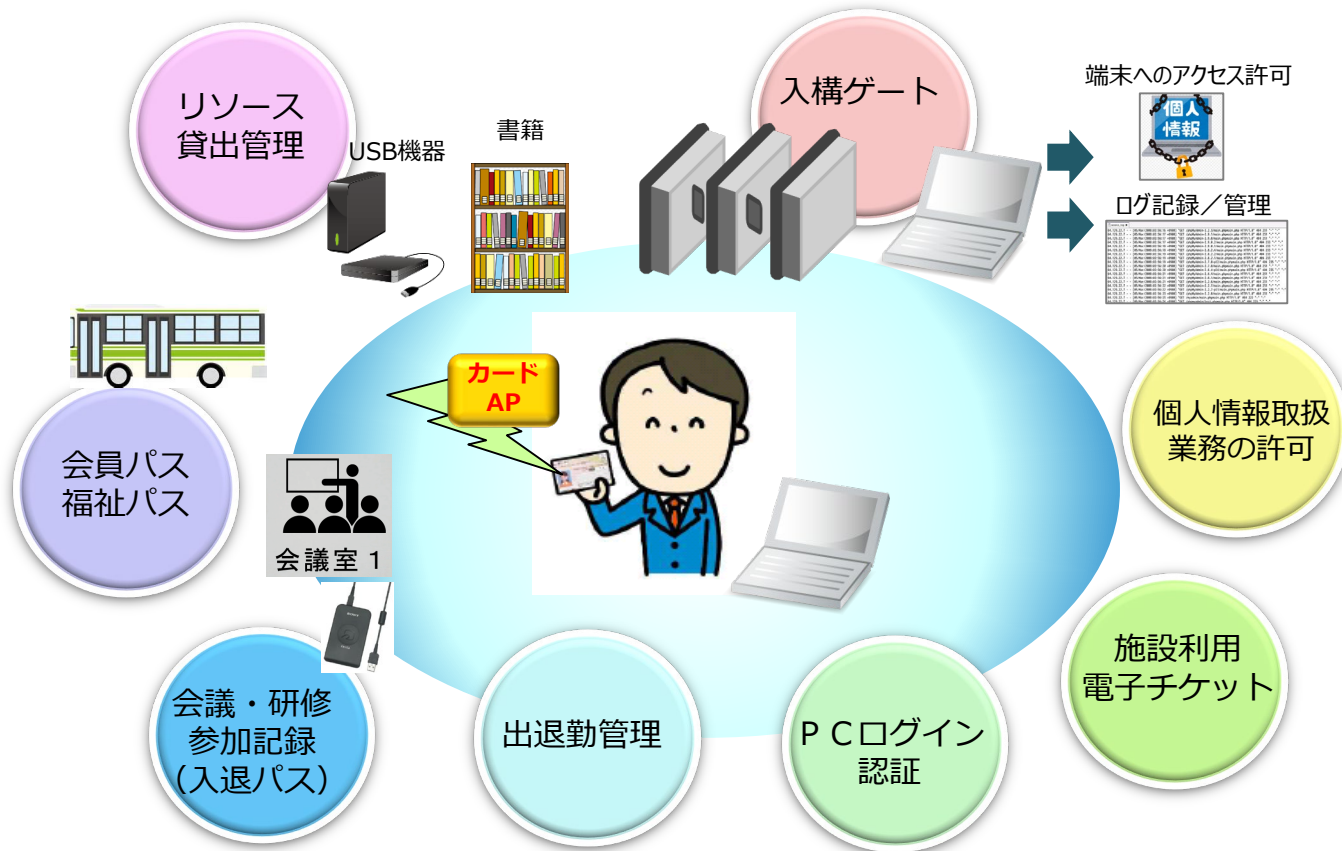
【公的個人認証サービス利用】 オンライン上で本人確認



**安価で即時に
サービスの利用可!**

- マイナンバーカードのICチップ内の空き領域は、カードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載することで、顧客向けの様々なサービスに利用することができる。
- カードAPを搭載するシステム及び情報を読み書きするソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)で提供しており、個別にカードAPを搭載するシステムを用意する必要がないため、導入及び運用コストが削減できる。
- カードAPを搭載することで、マイナンバーカード1枚で様々なサービスが受けられるようになる。

<マイナンバーカードの空き領域の活用例>



<空き領域の活用によるメリット>

マイナンバーカードを使用するため新規のカード作成は不要

国際規格に準拠、セキュリティの高いマイナンバーカード利用

経費を抑え使い勝手の良いクラウドも利用可能

複数のサービスをマイナンバーカード1枚に集約できる

カードの有効期限が10年間、長期にわたり継続利用できる

論点2 受信料関係

受信料制度の概要

■ 受信契約の締結義務(放送法第64条)

(受信契約及び受信料)

第64条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。(略)

- 2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。
- 3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

<受信料額>

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,260円	7,190円	13,990円
衛星契約	2,230円	12,730円	24,770円

(注)口座・クレジット払の受信料額を記載。また、衛星契約は、地上+衛星の受信料額。

□ 受信料の額は国会が予算を承認することによって定める(放送法第70条第4項)

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第70条第4項 第64条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによって、定める。

- 平成18年12月1日から「家族割引」を導入
- 平成20年10月1日から訪問集金を廃止(口座振替等に統一)
- 平成21年2月1日から、2契約目以降の受信料を半額に割り引く「事業所割引」を導入、「家族割引」の対象を拡大
- 平成24年10月1日から地上、衛星契約ともに120円を引下げ
- 平成26年4月からの消費税引上げに伴い、受信料額を変更
- 令和元年10月1日からの消費税率引上げ時に受信料額を据え置き
- 令和2年10月1日から地上、衛星契約ともに2.5%引下げ予定

受信料の法制上の位置付け

○ 臨時放送関係法制調査会答申(昭和39年9月)

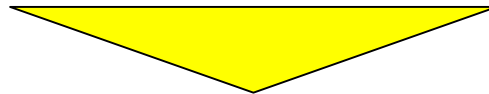
“国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべき”

○ 内閣法制局長官答弁(昭和55年3月17日 参・予算委)

“公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけであります”

現状

- 世帯数は、2023年の5419万世帯をピークに減少に転じると推計される。（国立社会保障・人口問題研究所）
- テレビ世帯保有率は、2008年から2018年の10年間で98.9%から95.1%へ減少。特に29歳以下のテレビ世帯保有率は85%～90%程度まで減少。（内閣府消費動向調査）
- 各メディアの平均利用時間調査において、10代・20代では、平日のインターネット利用時間が、テレビ視聴時間を上回っている。
- 令和2年4月から「放送の補完」として、同時配信・見逃し番組配信の提供が開始され、NHKの放送番組を視聴できる手段が広がっている。
- 令和元年12月に、NHKが提出した「4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について」において、視聴者保護の観点を堅持した上で、衛星波を現在の4波から3波に整理・削減することを表明している。
- 放送法上、中期経営計画には「受信料の体系及び水準に関する事項」を盛り込むこととされている。



課題

- 人口減や若者のテレビ離れや視聴環境の変化などを見据えた事業構造の見直しに対応した受信料の体系及び水準の見直しの見通しを具体化することについて検討することも考えられるのではないかな。
- 特に「4K・8Kの普及段階を見据えた衛星放送の在り方について」で示された衛星波の整理・削減の方向性を踏まえつつ、衛星放送の受信料についても、見直しを検討することも考えられるのではないかな。

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(受信契約及び受信料)

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第百二十六条第一項において同じ。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

- 2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。
- 3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前三項の規定を適用する。

NHK経営計画2018－2020年度

重点方針4．視聴者理解・公平負担を推進

(2) 支払率の向上をめざし最大限努力するとともに、受信料の値下げを含む還元策を実施

- 受信料の負担軽減策として、受信料免除・割引などの施策を実施
- 計画策定後の中長期の収支見通しを踏まえて、受信料の値下げを実施
- 「受信料制度等検討委員会」の答申などを踏まえ、より視聴者のみなさまの理解を得られる受信料制度を研究

NHK「4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について(令和元年12月12日)」

- 4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、2K放送のみご覧いただいている視聴者が多いことを踏まえて、視聴者保護の観点を持した上で、現在の4波を「2K・4K・8K」の3波に整理・削減する。
- 今後、オリンピック・パラリンピック東京大会に際しての4K・8K放送の普及状況や整理・削減に対する視聴者・国民の意向等を十分に把握した上で、2020年度中を目途に整理・削減に向けた案を策定する。
- 整理・削減を見据えて、来年度から4K・2Kの“一体制作“を加速させること等により、事業支出の削減を着実に進めつつ、4K放送の普及推進と外部の制作体制の4K化を促すことにより、整理・削減の実施に向けて、みずから積極的に環境を整えていきたい。

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- 繰越金の現状や、事業収支差金が年度当初の計画を大幅に上回る状況が続いていること等を踏まえると、「NHK経営計画2018-2020年度」に盛り込んだ平成30年度の受信料収入見込みの6%相当の還元にとどまらず、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、既存業務の見直しの徹底とともに不断に検討していく必要がある。
- 受信料については、国民・視聴者にとって納得感のあるものとしていく必要があり、(略) 業務の合理化・効率化を進め、その利益を国民・視聴者に適切に還元していくといった取組が強く求められる。(略) 既存業務全体についての見直しを徹底的に進め、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、引き続き検討を行うこと。
- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。

(参考)NHK放送受信契約数

(万件)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
◆世帯契約数(契約率)	3,596 (77.3%)	3,634 (78.2%)	3,671 (79.3%)	3,709 (80.2%)	3,765 (81.2%)	3,815 (82.8%)
(参考)総世帯数	5,393	5,423	5,450	5,473	5,494	5,512
(参考)対象世帯数	4,652	4,649	4,629	4,626	4,639	4,607
◆事業所契約数	277	292	307	321	341	354
◆総契約数	3,873	3,926	3,978	4,030	4,106	4,169
◆衛星契約数	1,788	1,871	1,949	2,018	2,095	2,162
◆半額免除契約数	54	53	55	55	57	57
◆全額免除契約数	268	274	280	285	291	302

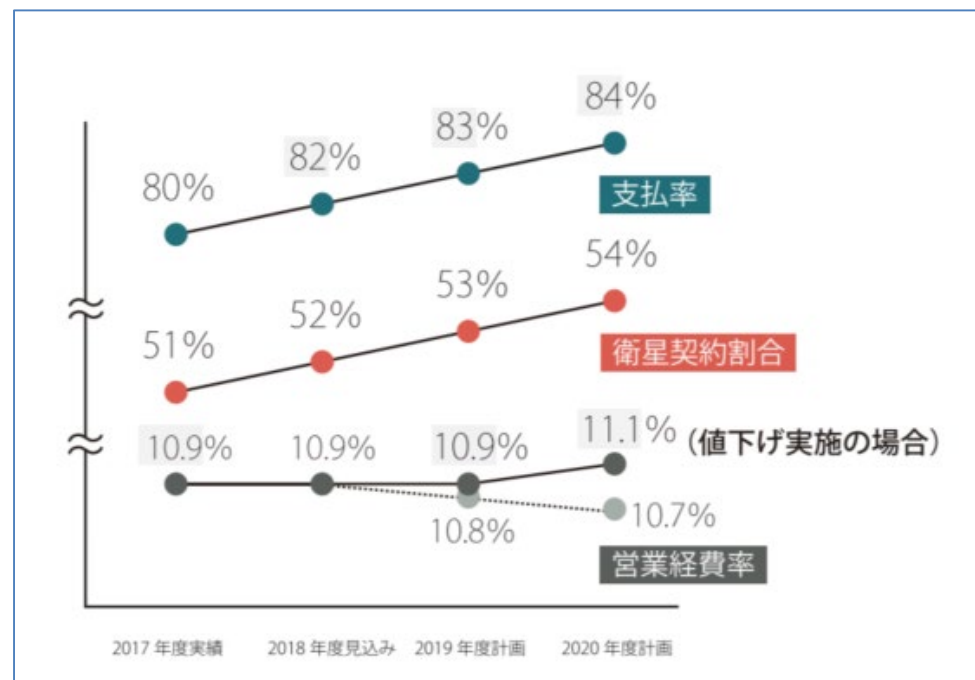
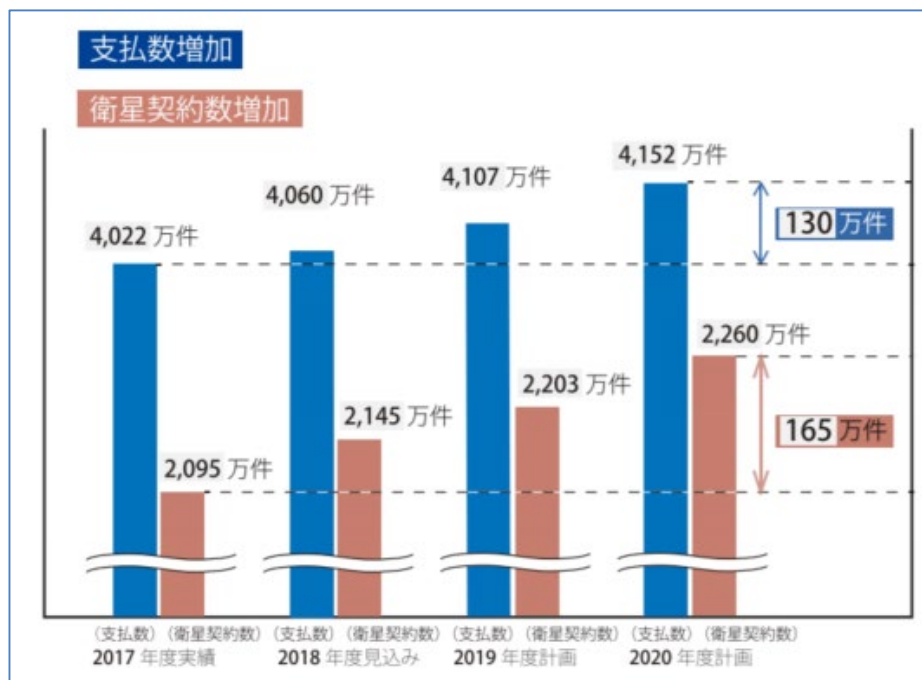
※ 「総世帯数」「対象世帯数」「世帯契約率」はNHKの推計

※ 「世帯契約数」「事業所契約数」はNHKの内部統計資料

※ 「受信契約総数」「衛星契約数」「半額免除契約数」「全額免除契約数」はNHKの業務報告書

(参考) 受信料支払数・支払率

- ◆ 受信契約は2020年度には4,152万件（衛星契約は2,260万件）に達する見込みであり、2017年からの直近3年間で130万件（衛星契約は165万件）程度増加。
- ◆ 受信料の支払率は2020年度には84%に達する見込み。



(NHK経営計画(2018-2020年度)2018年11月修正版より作成)

概要

- ◆ ワンセグ機能付き携帯電話を保有しているだけでは、携帯電話を一定の場所に置いておらず、放送法第64条に定める受信設備の「設置」に当たらないことから、受信契約の締結義務がないとして、NHKを相手に受信料返還等を求める訴訟が複数提起されていたが、すべてNHK勝訴の判決が確定している。

争点

平成30年3月26日東京高裁判決（NHK勝訴）の争点は以下のとおりであり、最高裁も上告を棄却。

争点①：「設置」に「携帯」が含まれるか。

- ・ 放送法第64条では、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」とされている。
- ・ 放送法上の「設置」とは、受信設備が一定の場所に設け置かれた状態にあること等に限らず、「法定当時からラジオの携帯型受信機を携行する場合も含めていたと解され、その解釈は法改正を経ても変更されていないと解するのが相当。受信設備が携帯使用されるかどうかにより、受信料を負担するかどうかが決まるのは、不公平な結果を生ずる。」

争点②：「放送の受信を目的としない受信設備」にワンセグ機能付き携帯電話が該当するか。

- ・ 法第64条1項ただし書では、「放送の受信を目的としない受信設備」のみを設置した者は受信契約義務が免除されることとされている。
- ・ 法第64条1項ただし書の「放送の受信を目的としない受信設備」に該当するか否かについて、「放送の受信を目的としない受信設備」か否かは、当該受信設備が設置されている目的が客観的に放送の受信を目的としないものと認められるかによって判断すべきであって、設置者の主観的な目的によって左右されるものではないと解すべきであり、ワンセグ機能付き携帯電話が客観的に放送の受信を目的としないものと認めることはできない。

現状

- 受信料の支払率は、平成30年度末時点で82%（令和元年度末時点で83%の見込み）となっている。
- 都道府県別の受信料の世帯支払率は、都市部で低くなっているなど、地域差が大きい。
- 平成元年8月の衛星放送の本放送・有料化以来、衛星契約者数は増加（平成元年121万件、平成10年946万件、平成20年1,400万件、令和元年2,270万件）しており、契約総数に占める衛星契約の割合は、平成30年度末時点で52%（令和元年度末時点で53%の見込み）となっている。
- 受信料関係の問い合わせのうち、訪問員の説明や訪問時間に対する苦情等が約3万7千件に上っている。
- NHKでは、公益事業者による住所変更取次の試行など、訪問によらない効率的な契約・収納手法の開発に取り組んでいる。

課題

- 受信料の公平負担を徹底するために、効率性に留意しつつ、受信料の支払率向上に向けた方策を検討することが必要ではないか。

NHK経営計画2018－2020年度

重点方針4．視聴者理解・公平負担を推進

(2) 支払率の向上をめざし最大限努力するとともに、受信料の値下げを含む還元策を実施

- 「支払率（2017年度・80%）」「衛星契約割合（同・51%）」の毎年度1ポイント向上をめざす
- 受信料の公平負担に向けて、より効率的な契約・収納手法を開発・実施するなど営業改革をさらに推進
- 支払率の低い大都市圏での重点対策の実施
- 受信料の負担軽減策として、受信料免除・割引などの施策を実施
- 計画策定後の中長期の収支見通しを踏まえて、受信料の値下げを実施
- 「受信料制度等検討委員会」の答申などを踏まえ、より視聴者のみなさまの理解を得られる受信料制度を研究

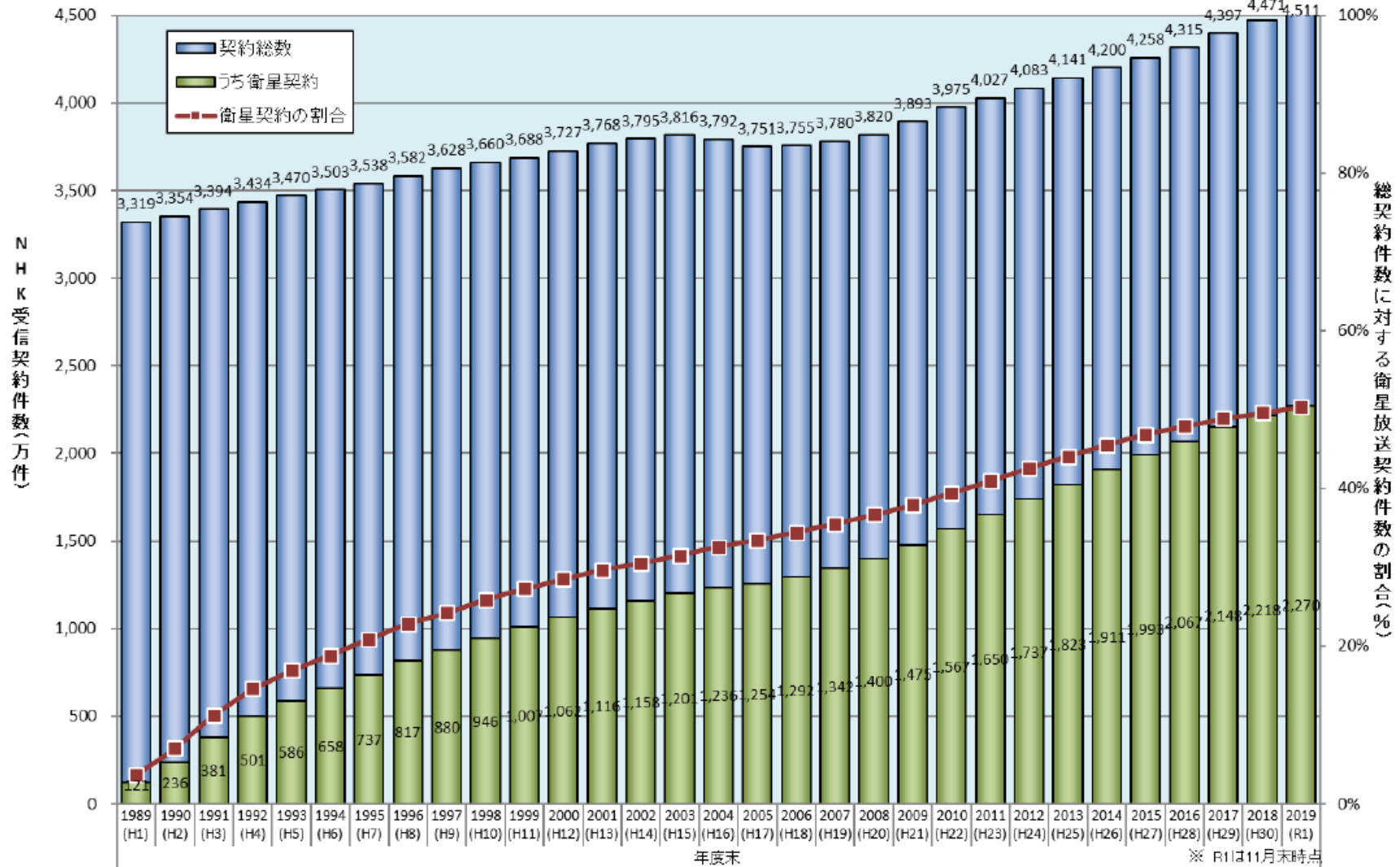
NHK回答(令和元年12月8日)

- 世帯数の減少局面を迎える中、公平負担の徹底を図る一方で、事業規模の適正水準での管理を進め、中長期の事業計画や収支見通しをふまえながら、適正な受信料の在り方を引き続き検討する。

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- 受信料の公平負担の徹底に向けて、(略) 未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。また、(略) 高止まりしている上記の対策に要する営業経費について、一層の効率化に向けて不断の見直しを行い、削減を図っていくこと。
- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。

(参考)NHKの受信契約件数の推移



NHK 受信料・受信契約数に関するデータ (<http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/knownow/jyushinryo.html>) より

※ 「契約総数」及び「衛星契約数」は受信料の免除世帯も含む数値

(「衛星放送の現状[令和元年度第4四半期版]」(令和2年1月1日)より抜粋)

(参考)都道府県別の受信料の世帯支払率

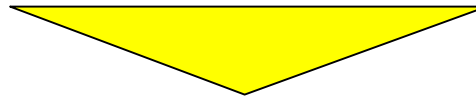
都道府県	支払率	都道府県	支払率	都道府県	支払率
全国	81.2%	富山	93.7%	島根	94.9%
北海道	73.1%	石川	89.0%	岡山	87.1%
青森	93.7%	福井	92.2%	広島	88.7%
岩手	93.6%	山梨	88.2%	山口	91.3%
宮城	83.4%	長野	88.8%	徳島	84.5%
秋田	98.3%	岐阜	92.2%	香川	86.0%
山形	94.9%	静岡	89.4%	愛媛	87.3%
福島	90.9%	愛知	85.7%	高知	84.7%
茨城	88.1%	三重	88.2%	福岡	77.5%
栃木	88.0%	滋賀	82.7%	佐賀	88.8%
群馬	86.5%	京都	78.4%	長崎	85.8%
埼玉	82.6%	大阪	67.5%	熊本	82.5%
千葉	81.6%	兵庫	78.4%	大分	82.3%
東京	69.7%	奈良	82.0%	宮崎	85.8%
神奈川	81.0%	和歌山	88.8%	鹿児島	88.2%
新潟	97.1%	鳥取	93.5%	沖縄	51.0%

(NHK「2018年度末受信料の推計世帯支払率(全国・都道府県別)について」(令和元年5月28日)を基に作成)

論点3 ガバナンス関係

現状

- 「放送政策研究会（平成13年）」や「通信・放送の在り方に関する懇談会（平成18年）」などにおいて、子会社の整理・統合を含む、子会社の在り方に関する指摘がなされてきた。
- 令和元年4月、技術系子会社の「NHKアイテック」と「NHKメディアテクノロジー」が合併した。また、令和2年4月、制作系子会社の「NHKエンタープライズ」と「NHKプラネット」が合併した（子会社の数は、平成12年度の38社から11社に減少）。
- 平成30年度末時点の子会社13社における利益剰余金は、計964億円となっており、令和元年度に、計71億円（そのうち、NHK受取額は46億円）の配当を実施した。
- 令和元年12月のNHK回答において、「各子会社や各関連公益法人等の役割や業務内容などを精査して既存業務を見直すとともに、更なる経営統合も視野に入れてグループ経営改革を推し進めることを次期中期経営計画に反映させることを目指す」としている。



課題

- NHK本体で何を行い、子会社等で何を行うのかについて、役割分担を示すことを検討することも必要と考えられるのではないか。
- 子会社等の更なる経営統合等に関する計画を具体化することが必要ではないか。
- 既存の子会社等の存在意義について、競争環境に与える影響も考慮し、整理について検討することが考えられるのではないか。

NHK子会社(11社)

業務分類	会社名/代表者名	事業内容	役員数 (うち常勤数)/ 従業員数	売上高	NHK出資率 (子会社保有 分を含む)
番組制作	NHKエンタープライズ 安齋 尚志	○協会の委託による放送番組の企画、制作、購入 ○協会の放送番組に係る、コンテンツ等の著作物の発行、頒布 ○協会の放送に関連した催し物や公共的な各種催し物の企画、実施および施行 ○委託による放送用施設等の運営管理、および整備に関する技術援助の業務 等	22人(15人) 約760人	-	81.4% (99.1%)
	NHKエデュケーショナル 掛川 治男	○協会の委託による教育・教養番組の制作、購入 ○放送大学学園番組の制作 ○主として教育に関する映像ソフトの制作、販売 ○主として教育に関する催物の企画、実施 等	12人(7人) 275人	258億円	67.0% (100.0%)
	NHKグローバルメディア サービス 正野 元也	○協会の委託によるニュース、スポーツ番組の制作、購入 ○協会の委託による回線コーディネーション業務 ○協会の委託による字幕番組の制作 等	15人(8人) 417人	248億円	72.7% (100.0%)
	日本国際放送 城本 勝	○協会の委託による外国人向けテレビジョン国際放送番組の制作、送出、受信環境整備 ○外国人向け独自番組の制作、放送、販売 等	13人(4人) 85人	81億円	51.3% (64.1%)
	NHKアート 下川 雅也	○協会の委託による放送番組の制作に係る美術業務 ○コンピューターグラフィックソフトの企画、制作 ○展示装飾等の一般美術業務 等	11人(6人) 263人	173億円	65.4% (100.0%)
技術	NHKテクノロジーズ 大橋 一三	○放送番組等の制作、送出、送信、配信、受信に係る技術業務 ○番組制作設備や放送設備、共同受信施設の整備及び保守 ○コンピュータや情報通信、情報セキュリティに係るシステム・ソフト開発、サービスの提供 等	22人(14人) 約2,000人	-	70.5% (84.4%)
視聴者 理解促進	NHKプロモーション 風谷 英隆	○協会の放送番組に関連した催物の企画、実施 ○各種催物の企画、実施 等	10人(4人) 53人	86億円	60.6% (100.0%)
	NHK出版 森永 公紀	○協会の放送番組に係るテキストの発行 ○協会の放送番組に関連する図書、雑誌の出版 ○各種書籍、ビデオ、CD-ROM等の発行 ○音楽著作権の管理 等	11人(7人) 223人	142億円	67.3% (91.0%)
	NHK文化センター 泉谷 八千代	○教養、趣味、実用、健康等の各種講座の運営を通じた協会の放送番組の利用促進 ○各種講演会等の企画、実施 等	7人(3人) 138人	71億円	10.0% (88.5%)
管理・営業	NHKビジネスクリエイト 福井 敬	○協会の建物、設備等の総合管理業務 ○協会子会社等入居ビルの所有、管理、運営 ○協会及び子会社等所有の車両の運行管理 ○放送に関する情報処理 ○経理、人事、給与、福利厚生に関する事務 等	14人(8人) 519人	103億円	14.2% (76.1%)
	NHK営業サービス 長谷 欣之	○協会の委託による受信料関係の事務、情報処理、受信相談の受付 等	11人(7人) 757人	117億円	83.4% (99.0%)

令和2年4月1日
「NHKエンタープライズ」
と「NHKプラネット」
が合併

平成31年4月1日
「NHKアイテック」と「NHK
メディアテクノロジー」が
合併

※「日本放送協会平成30年度業務報告書」を基に作成(平成31年3月31日時点)。各社の代表者名は、令和2年4月1日時点。

※「NHKエンタープライズ」及び「NHKテクノロジーズ」については、各社ホームページ等より作成(NHKエンタープライズは令和2年4月1日時点 NHKテクノロジーズは平成31年4月1日時点)。

●「放送政策研究会第一次報告」(平成13年12月21日)抜粋

第2章 NHKの子会社等の在り方

2 検討すべき課題と方向性

(3) 経営の透明性の確保

③このため、経営の透明性、アカウントビリティへの要請にできる限り応える観点から、次のような措置を講じることが適当と考える。

エ 各子会社の事業内容等を改めて見直し、子会社等間における事業内容の重複など見直すべき業務があれば廃止しつつ、整理・統合を行う。

●「通信・放送の在り方に関する懇談会報告書」(平成18年6月6日)抜粋

3. 対応の方向性

(5) NHKの抜本改革

③NHK本体と子会社の見直し

ガバナンスや経営の効率性に対する意識が職員に浸透しにくい中で、NHKがグループ全体として肥大化し、不祥事が続発するとともに非効率が増加している現状を踏まえると、NHKグループ全体を抜本的に見直してスリム化する必要がある。

(略)

次に、NHKの全ての子会社については、本体からの出資の継続の必要性等を厳しく精査した上で、子会社の抜本的な整理・統合に着手し、子会社の数を大幅に削減すべきである。また、行政の側でも、子会社への出資時のみならず、子会社の活動を必要に応じて適宜 規律できるようにすべきである。更に、NHK本体と子会社の関係の抜本的な見直しが必要であり、様々な外注を行うに際して子会社に集中的に発注する体制を改めるべきである。

NHK経営計画2018－2020年度

重点方針5．創造と効率、信頼を追求

②グループ一体となり、効率的で透明性の高い組織運営を推進

(1) NHKグループ一体となって、受信料の価値をさらに高める質の高い放送・サービスを提供

■ グループ一体の人事施策を推進し、グループを牽引する人材を育成するなど、マネジメント力を強化

■ 地域の期待に応える放送・サービスを実現するため、グループ一体で地域放送局を支える体制を構築

③「信頼されるメディア」をめざし、グループでリスクマネジメントを強化

(2) コンプライアンスを徹底するとともに、リスク対策を強化

■ 公共放送人としての倫理教育を徹底し、不祥事を起こさない組織風土を醸成

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見(ガバナンス関係)

NHK回答(令和元年12月8日)

- 監査委員会の強化、グループ経営に関する内部統制関係議決、経営に関する情報提供など、改正放送法および省令の規定を踏まえた対応を、改正放送法の施行日までに完了させる。さらに、グループ経営に関する内部統制関係議決や「日本放送協会の子会社の事業運営の在り方に関するガイドライン」を踏まえて、業務の執行体制を速やかに整備する。

令和2年1月17日総務大臣答弁

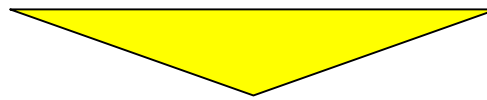
- NHKのガバナンス改革については、(略)「総務省の基本的考え方」において、(略)NHKに検討を要請いたしました。これに対して、(略)NHKから、「業務の執行体制の見直し」、「競争契約の推進」、「子会社の資本政策の見直し」を通じたガバナンス改革に取り組むという回答がございました。総務省といたしましては、ガバナンス改革の具体的な取組内容を早期に明らかにしていただき、次期中期経営計画に反映することが必要だと考えております。

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- (略)なお、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元については、「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」(令和元年9月6日公表)を踏まえ、協会への還元の考え方を明らかにし、子会社にその考え方に沿った配当を行わせるなど、適切に実施すること。

現状

- 令和元年5月に成立した改正放送法において、以下のガバナンス強化が盛り込まれ、同年9月にそれを受けた改正省令が制定された。
 - ・ NHKの経営委員会及び監査委員会の役割の強化
 - ・ 「経営の透明性の確保」に向けた中期経営計画の作成の法定化 等
- 令和元年9月に「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」が策定され、子会社等への業務委託に関する法令解釈の明確化が行われた。



課題

- 改正放送法等の履行状況は適切か。
- また、ガバナンス強化のため、経営委員会、監査委員会それぞれにおける、適切な実施体制の整備を検討することも考えられるのではないか。

■ NHKのガバナンスについては、放送法改正を受け、放送法施行規則の改正及び「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」の策定により、NHKグループのコンプライアンスの確保、経営の透明性の確保及び子会社等運営の適正化について、具体的に規定。

■ コンプライアンスの確保: NHKグループ全体におけるコンプライアンスの確保が必要

● 内部統制の強化

- ・ 経営委員会がNHKグループの内部統制に関し議決すべき事項(子会社の取締役等の法令・定款への適合性確保、子会社の取締役等の職務執行に関する報告の体制等)を具体的に規定
- ・ 内部統制システムの構築・運用に当たってはNHKの役職員、子会社の役職員に職務執行の効率性が厳格に求められることに十分に留意する旨を規定 【ガイドライン】

● 忠実義務の法定

- ・ 役員(経営委員・執行部)の適切な職務執行を担保するため、法令及び定款並びに経営委員会の議決に対する忠実義務を規定
- ・ 監査委員会は執行部の職務執行が忠実義務を含む放送法などの関係法令に沿って適切に行われているかを監査する必要があることを規定 【ガイドライン】

● 監査委員会の機能強化

- ・ 監査委員による経営委員会の招集権限、監査委員会の職務執行に係る費用請求権の付与等を規定
- ・ 監査委員会の補助者として、現行で規定されている職員に外部の専門家等を加える旨等を規定 【省令】

■ 透明性の確保: NHKグループの経営や業務の実態についての透明性の確保が必要

● 中期経営計画の作成等を法定

- ・ 収支予算等の国会審議の際に、3年～5年の期間の中期経営計画を添付させる旨を規定

● NHKによる意見公募(パブリックコメント)を新設

- ・ 経営委員会は、議決事項の議決に当たって国民・視聴者の意見を広く求める旨を規定
- ・ 意見公募の対象については、中期経営計画、インターネット活用業務の実施基準、受信契約の条項及び受信料の免除の基準等を含める旨を規定 【省令】
- ・ 意見公募の手続については、案や関連資料を30日以上インターネットで公表すること等を規定 【省令】

● 情報公開の充実

- ・ NHKの組織、業務及び財務並びに子会社等に関する基礎的な情報の提供等について規定
- ・ 提供する情報の範囲に、中期経営計画やNHK・NHKグループの内部統制の運用状況、懲戒処分に関する公表基準等を含める旨を規定 【省令】
- ・ 子会社・関連会社・関連公益法人等を情報提供の対象とする旨を規定 【省令】

■ 子会社等運営の適正化: NHKの子会社等の事業運営の効率性、適正性の確保が必要

● 子会社等の業務範囲及び子会社等への業務委託について、現行法令の解釈等を明確化

- ・ 子会社等の業務範囲を放送法施行令に定める範囲とし、業務委託については競争契約を原則とすることに加え、監査委員会が運用状況を適切にモニタリングすることが適当である旨を規定 【ガイドライン】

● 子会社に蓄積された利益剰余金の還元の内訳を規定

- ・ 子会社の利益剰余金の適切な規模を不断に検討し、子会社の配当方針を適正かつ明確に定めることが適当である旨等を規定 【ガイドライン】

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(経営委員会の権限等)

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

□ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして総務省令で定める事項

2・3 (略)

●放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)

(監査委員会の職務を執行するための事項)

第十七条 法第二十九条第一項第一号ロに規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 監査委員会の職務を補助すべき職員及び専門的知識を有する者その他の者に関する事項

二 前号の職員の会長、副会長及び理事からの独立性に関する事項

三 監査委員会の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

四 次に掲げる体制その他の監査委員会への報告に関する体制

イ・ロ (略)

五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六 (略)

七 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

NHK回答(令和元年12月8日)

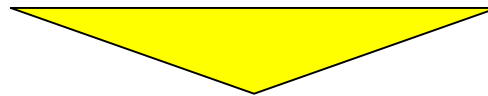
- 監査委員会の強化、グループ経営に関する内部統制関係議決、経営に関する情報提供など、改正放送法および省令の規定を踏まえた対応を、改正放送法の施行日までに完了させる。さらに、グループ経営に関する内部統制関係議決や「日本放送協会の子会社の事業運営の在り方に関するガイドライン」を踏まえて、業務の執行体制を速やかに整備する。
- グループガバナンスについては、協会の内部監査室による関連団体調査を一層強化するとともに、関連団体においても、内部監査体制の充実や外部の公認会計士の監査役・監事への就任など、近年着実に整備してきたグループ統制の仕組みを確実に運用し、さらに実効性を一層高める取り組みを強化していく。
- 業務委託については、放送番組の質の確保や、番組制作等のノウハウの維持発展の方針を堅持すると同時に、委託による費用の効率性や手続きの透明性を高めるため、外部のプロダクションなどを対象とした番組企画競争を一定の目標を定めたいうえで一層広げるなど、一般取引だけでなく番組関係においても、競争契約をさらに推進していく。
- 子会社の利益剰余金については、経営委員会による内部統制関係議決において利益剰余金の協会への還元の在り方の考え方を明らかにしたうえで関連団体運営基準に配当方針を明記し、引き続き高率の配当を求め通常配当を実施させるとともに、特例配当も含め協会への還元を着実に実行する。また、子会社の資本政策の見直しを進め、グループ外企業の株式保有率を下げるなど、協会への効果的な配当につながる施策を推進する。

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- (略) なお、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元については、「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」(令和元年9月6日公表)を踏まえ、協会への還元の考え方を明らかにし、子会社にその考え方に沿った配当を行わせるなど、適切に実施すること。

現状

- NHKは、放送法上、苦情その他の意見について、適切かつ迅速に処理しなければならないこととされており、その結果は、経営委員会にも報告することとされている。
- NHKには、平成30年度に、約385万件の意見・問合せが寄せられた。
〔 意向種別では、問合せ：約279万件（72%）、意見・要望：約56万件（15%） 等
 意向内容では、受信料関係：約215万件（56%）、放送関係：約111万件（29%） 等 〕
- NHKふれあいセンターで受け付けた受信料の契約・収納業務の訪問員の説明や訪問時間に対する苦情等が約3万7千件（平成30年度）に上っている。



課題

- 受信料の契約・収納業務の適正性を確保するため、委託先の業務の実態を適切に把握し、必要に応じて是正を指導するなど、その業務の適正性を確保するための体制について、不断に点検及び見直しを行うことが必要と考えられるのではないか。

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(苦情処理)

第二十七条 協会は、その業務に関して申出のあつた苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(経営委員会の権限等)

第二十九条

2 (略)

3 経営委員会は、第一項に規定する権限の適正な行使に資するため、総務省令で定めるところにより、広く一般の意見を求めるものとする。

(経営委員会の運営)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに第二十七条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。

5・6 (略)

●放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)

(意見の求め)

第十八条 法第二十九条第三項の規定による意見の求めは、次に掲げるところにより協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者を対象とする会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報告することによつて行うものとするほか、次項から第九項までの規定によつて行うものとする。

一 会合は全国各地方で、毎年六回以上行うこと。

二 会合には、少なくとも一人の経営委員会の委員のほか、会長、副会長又は理事が出席すること。

三 会合においては、経営委員会の委員が協会の基本方針その他協会の運営に関する重要な事項を説明すること。

2～9 (略)

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- (略) 委託先の業務の実態を適切に把握し、必要に応じて是正を指導するなど、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制について、不断に点検及び見直しを行うこと。